

第十六回 参議院電気通信委員会會議録第九号

公聴会

昭和二十八年七月九日(木曜日)午前十二時二十六分開会

出席者は左の通り。

委員長

左藤 義詮君

理事

島津 忠彦君

久保 等君

津島 壽一君

新谷寅三郎君

小林 孝平君

山田 節男君

委員

庄司 新治君

金光 昭君

後藤 隆吉君

柏原 榮一君

古川 榮一君

進藤 誠一君

梅田 博君

石橋 鎮雄君

能勢 昌雄君

石川 辰正君

齋藤新三郎君

齊藤新三郎君

齊藤新三郎君

齊藤新三郎君

齊藤新三郎君

齊藤新三郎君

齊藤新三郎君

齊藤新三郎君

齊藤新三郎君

齊藤新三郎君

齊藤新三郎君

齊藤新三郎君

齊藤新三郎君

齊藤新三郎君

齊藤新三郎君

平野製油株 島田 博次君
式会社社長

本日の會議に付した事件

○公衆電気通信法案(内閣送付)

○有線電気通信法案(内閣送付)

○有線電気通信法及び公衆電気通信法
施行法案(内閣送付)

○委員長(左藤義詮君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(庄司新治君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(金光昭君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(後藤隆吉君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(柏原榮一君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(古川榮一君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(進藤誠一君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(梅田博君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(石橋鎮雄君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(能勢昌雄君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(石川辰正君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(齋藤新三郎君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(齊藤新三郎君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(齊藤新三郎君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(齊藤新三郎君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(齊藤新三郎君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(齊藤新三郎君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(齊藤新三郎君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(齊藤新三郎君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(齊藤新三郎君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(齊藤新三郎君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(齊藤新三郎君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(齊藤新三郎君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(齊藤新三郎君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(齊藤新三郎君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(齊藤新三郎君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(齊藤新三郎君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(齊藤新三郎君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(齊藤新三郎君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(齊藤新三郎君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(齊藤新三郎君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(齊藤新三郎君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

○委員(齊藤新三郎君) 只今から公衆
電気通信法案、有線電気通信法案及び
有線電気通信法及び公衆電気通信法施
行法案に対する電気通信委員会の公聴
会を開きます。

つて、今後我が国の電気通信に関する
根本たらんとするものであります。又
又料金引上げを含んでおります重要事
項でありますので、当委員会におきま
しては極めて慎重に審議をいたしてい
るのであります。ここに国会法の規
定に基づきまして、利害関係者及び学識
経験者の方々から御意見を拝聴いたし
まして審議の一助にいたしたいという
趣旨でこの会を開いたのでございま
す。公述人の方々に先かれましたは、
公私御多忙のところおいで頂きまし
て誠に有難うございました。厚くお礼を
申し上げます。

これより御意見を伺いたいと思いま
すが、発言順序は委員会において適当
にいたしましたので御了承を願いま
す。御意見は賛成、不賛成を明らかに
されまして、且つその理由をお述べ願
いたいと思ひます。なお御発言の時間
は大体二十分程度にお願いいたした
と思ひます。

それから委員各位に申し上げますが、
公述人の方々に對する質問は、午前中
の分は午前中の公述人が終つたあと
で、又午後分は午後分公述人が終つ
たあとで一括してお願いしたいと思
ひます。

それではこれより御意見の御発表を
お願いいたします。御発言の際は御氏
名と職業をお述べ願ひたいと思ひま
す。それでは一橋大学教授古川榮一
さんをお願いいたします。

○公述人(古川榮一君) 私は一橋大学
の教授古川榮一でございます。只今委
員長のお話にもありました三つの法案
につきまして、簡単な意見を述べさし
て頂きたいと思ひます。只今委員長
からお話がありましたように、今度の法
案は、いずれも我々一般に關係の深い
電気通信に関する諸制度を整備いたさ
れまして、且つ公衆電気通信並びに國
際關係を含めまして電気通信事業の合
理化をお図りになると同時に、この料
金を改訂なさいますと同時に、この料
金を御利用なさうというのでありま
す。この御趣旨に對しましては私原則
として賛成でございます。ただ電気通
信關係は広く公衆の利害に關係が密接
でございますので、若干次の点につ
きまして希望を申述べまして、そ
ういふ条件付で賛成の意を表したいと思
ひます。

今度の三法案は電気通信に関する
広い問題に關係してあるのであります
が、提案理由にもありましたように、
又委員長の御説明にもありましたよう
に、その中心は、特に我々に関係深い
ところは、従来の施設に對しまして減
価償却を十分に、新らしい設備を拡
充するために料金改訂という問題が大
きな問題になつていようでありまし
て、従ひまして、個々の施設の民主化
とか利用の合理化といふことに対し
しては、私余りよく技術的な問題を承
知しておりますので、そういう一般
大衆が利便をこうむるような余りむ
ずかしい簡易化をお図り頂くこと、
又その趣旨のように承知するのであり
ますがこの料金の決定に關しまして

は、なお考へるべき問題が残されてい
るようと思ひますので、そこに私自分
の意見の問題を集中いたしましたので
上げることをお許し願ひたいと思ひ
ます。なお、それにつきまして私
が考へております問題は、この電気通
信というものの特異性の問題が先ず第
一であります。特に電話というものが
非常な他の事業と比べてまして特徴を
持つていふことが第一の問題であ
ります。第二の問題は、そういう電
気通信を従来の公営事業からいたしま
して昨年の八月から電電公社という公
共企業体に經營の組織をお改めになり
まして、そういう点からこの事業の合
理化なり、或いは経済的な能率を高
めようという考へ、そういう意味にお
きましてこの公衆企業体というものが
前面に出て来るといふことが第二の
問題、第三の問題は、この電気通信事
業は公共企業体に關係が勿論あるわけ
でございますが、而も独占事業である
といふことでございます。こういう
三つの点を頭に入れて置まして今度の改正
に關する意見を述べさせていただきます
と思ひます。

日本にはいろいろな事業がございま
すが、電気、特に電話事業ほど奇妙な
事業はないと言われているのでありま
す。それは、需用者も非常にたくさんご
ざいまして、希望はもう押すな、と
いふ状況で、詳しい数字などは頂いた
資料にございまして、又一方それでは
その施設ができるためのいろいろの条
件が備わつておらないのであるかとい

いますと、日本の戦後の殊に電気器具関係につきましては非常な勢いで以て復興しております。器具を作る会社も又供給の点からいいますならば決して不足はないと思つてあります。つまり設備を作る能力の点から申しましても十分あり余つておりますし、又それに対してこれを利用したいといういわゆる加入者といひますか、需用者の方面からいひますも非常に希望が多いのであります。にもかかわらず電話設備ができないのは誠にこれは奇妙な事業の一つだと思われるのであります。これを解決する一つの方策として、公共企業体という企業性を取入れました形態になつて、それは一方における需用と、それからその生産の能力とを調整しようといふところに私は狙いがあるのじやないかと思つてあります。それが先立つものは何といつても金という問題になると思つてあります。資金の面がこれを制約しておつたことはこれは万人周知の問題でありまして、この問題が今日の法案をお作りになる一つの重要なポイントであると同時に、料金改訂の問題にからんで来ると思つてあります。ところで、そういう資金を調達した途は、大きく分けて私は二つしかないと思つてあります。一つは、公共企業体が資本をよそから持つて来るといふ問題と、もう一つは、自分で働かすといふ二つの面だと思つてあります。主として自分で働かす、自己資金と我々は言つて居るのであります。自己資金調達という形を外から金を持つて来ないで自分で働かすといふのが今度の狙いと思つて居るのであります。この場合電気通信の事業の

ような膨大な設備と而も資金をたくさん要します場合におきましては、急に働かすといふ途は無理も生ずる虞れもございまして、外部から金を持つて来るといふのは大きな一つの近道だと思つてあります。それで国家で自分で金を出さずか、公債で求めるか、或いは資金運用部資金を利用するか、外資を導入するか、それとも新しく新増設をします加入者に全部負担させるか、この途しかないと思つてあります。すけれども、それ／＼この方法の若干つは今度も採用なさつておるようでありまして、それにいたしまして、よそから持つて来た場合には、自己資金でない限りは、これは返さなければなりませんし、借金である限りは利子を支払わなきゃならぬのであります。それが、それにはい、いわゆる適正料金の決定、フェア・リターンという問題が大きく浮び上つて来ると思つてあります。電気通信事業の特異性は何といひましても設備が非常に膨大であつて、それに対して十分の償却が行われておるかどうか、こういう問題に帰着すると思つてあります。すけれども、従来の公営事業、公共企業体になる前におきましては、頂いて居る数字のうちにも二百三十六億という償却不足があるし、それを取入れまして今度は償却なさろうとしておるのであります。が、こういう設備の償却は金額を合わすといふだけでなく、これは実質をやはり新らしく利用に便利なるように古い機械を即時なり準即時のようなものに切換えて行くような近代化した、つまり設備の近代化という問題を考慮しました意味の償却でなければ、一般大衆のサービスは十分満足にならないと思つ

のであります。時間がございませぬから簡単に申上げるのでありますけれども、最近全産業につきましているところのところで経営の分析をやつておるようでありまして、今度のこの料金値上げの基礎になります一つの問題として償却は、大体承知しておるところでは五・七割のようでありまして、前の償却不足の分を加へても六・五八割の償却のようになっております。又大雑把にいつて十五年償却程度だと思つてあります。これを日本の通商産業省で調べました昭和二十七年下期の経営比較によりますと、日本の全産業償却は八・四一割になっております。これは全産業でございまして、それに比べましても、こういう電気通信事業のような近代化しなければならぬ設備の点から言ひまして少し償却不足ではないか。なお交通事業及び化学工業一〇〇割、こういう点からいひましても、適正償却の域まで達して居るとは必ずしも言ひ切れないようであります。他方利率の点でございまして、今度の公社の二割五分引上げの結果からいひますと、昭和二十八年度は、大体収支比率から申上げますと、収入と支出を比べますと、収入に對しては残りは七十六億で約八割、これが五カ年計画に従ひまして大体一割か一割二分になつております。この点で今の通産省の調べでは、全産業の収支比率は、収入に對する利益の割合は四・一八割でございまして、交通業が三・二割であり、機械工業が多くて一・一八割でございまして、この点から言つてやや比率の程度は高いように思つてあります。つまり利益が余計出ております。併し、これは果して適正償却が行

われておるかどうか、この点について再検討を要すると思つてあります。若しできませぬならば、こういう一般に對する利害關係を待つておるのでございまして、利息の支払なり、それから元本の償却なり、並びに今の適正償却を當然した上で儲けを取つて行くのが自己金融でございまして、これによつて働かす出さなければならぬのであります。急激に働かすか、それとも何カ年か長期に亘つて働かすか、これがさつき申しましたように、非常に一般の需要が要求して居るわけでありまして、つまり速度の問題がございまして、私も数字をよく知らないものであります。なほ外資導入がございまいか。国家がいろいろの投資をする場合には、他産業との関連がございまいか。そうたくさん頂けないとすれば、或いは外資導入なり、或いは若し若干の公債発行なりがございませぬならば、それからその利子支払並びに償却を加へまして、若しこの速度が若干縮まりますならば、利率も若干縮まる可能性があると思つてあります。すけれども、この点に對して私よくわかりませぬが、この速度を早くするか、それとも自分の儲け、つまり自己金融によつて早くこれを増設するか、どちらかの噛み合せが十分に考えらるべき問題だと思つてあります。同時に今言つた適正償却が不十分であるように思つてあります。この点はなお検討を要するのではないかと思つて

を持つて来れますならば、その利子支払と元本支払を含めました料金決定の上で、もつと長期に亘つて現在のような希望をする百何十万かの加入を増加されるということをお考えになるということも、一つの問題点になるように思つてあります。仮に料金決定を二割五分といたしまして拜見いたしますと、これは勿論電報は一三割でございまして、その他電話についてはもつと利率は多いようであります。特に問題になりますのは、公衆電話の度敷制が一〇〇割値上げになる、こういう問題のようでありまして、料金の決定は、今申上げましたスピードの点が問題になりますけれども、原則としましては適正料金であるといふ前提の下に、できるだけ料金制度の簡易化を図る必要があるのではないかと思つています。いろいろ電報その他につきましまして、法を拜見しますと、成るべく簡易化されておるようであります。すけれども、料金も又その一面があるように私は承知するのであります。五円が十円になるというところは一〇〇割値上げでございまして、まあ公衆電話のほうは、パーセンテージは多うございまして、けれども、絶対数字は一番低いようでございまして、都電が十円の場合、私は度敷なり一般の公衆電話は大体都電と同じ程度でよろしいのではないかと思つております。そういう点から、この点は私十円になることは賛成であります。なお、量が増した場合に非常に膨大になるというふうな考えられるのでございまして、一般事業がたゞさんお使いになるということ、

それだけお使いになるためには、費用だけでなく、他方その電話使用によつて得られる収益の問題がございませうから、私は通減的に考える必要はないと考へておきます。むしろ、設備が拡充いたすならば、従来の至急、特急というようなものがだん／＼減つて参るのでありましようから、その点からいたしまして、全体としましてこの数字に現われておるほどパーセンテージが上るかどうか、相当疑問のように思ふのであります。

なお、電話の特異性からいたしまして、その料金を上げないで、新設備の者だけに負担させたらよろしいではないか、こういうことが一応考へられるのでございませうが、これは外部資金の調達と同じ意味でございませうが、或いはそれは返さないといふことも考へられる。若干返さんように現在なつておるようでありませうけれども、電話事業の特異性からいたしまして、新設備の者だけが利益を得られるとは私には思われなないのであります。この点は鉄道等と若干性質を異にするのではないかと思ひます。新設がどん／＼拡充されることによつて、旧設備も非常にその範囲が拡大したものでありますから、この点につきましては、新設の者だけに設備料を負担させまして、旧設備者には負担させないといふことは、これは電話事業の特異性からいたしまして、やはり賛成いたしかねるところでございませう。新設備が増加いたしますれば、旧設備も利用できるといふ点からしまして、料金を上げまして利益を得まして、自己金融によりまして新設の拡充に当てるということには私は賛成なのであります。

なお、自己金融でありますために、今頂いておられます資料では、五カ年計画になつて、大体百五、六十億の毎年収入増になるようでありませうが、これはさつき申上げましたように、他人から借金しないで、自分から稼ぎ出すところから行きますから、自己金融は永久に続くのでありますから、借金の場合は利子を払ふと同時に元本を返済するという義務を負担しますが、今度の場合の自己資金で賄うという場合には、自己金融は永久に増大しますから、直線の上つて行きますから、五カ年計画後は、今の通りに行きますならば金が相当余つて来るのじやないか。従いまして、自己金融でありませうが、特に融は、一つは減価償却の適否の問題に独占事業でありませうが故に、自己金融は、一つは減価償却の適否の問題に、もう一つは営業費、利子を差引いた残りでございませう。特に営業費が非常に問題になるわけでありまして、営業費と自己金融、つまり儲けとは紙一重でございませうから、減価償却は飽くまで設備の近代化を図る必要があるのであります。これは又加入者にとつても非常な利便でもありませうから、これは積極的にやつて頂きたいと希望するのであります。同時に自己金融の前提になります大きな問題は営業費問題であります。営業費がございませうと統きずつと行きますと、儲けがございませうと統きますから、而も独占事業でございませうから、電電公社の方々はその点を大いに反省されませう。まあ金が余るから多少無駄があるといふような、気が弛まないように、一つは将来の料金をできるだけ値下げするといふ方向と、勿

論設備をどん／＼拡張するといふことは必要でございませうけれども、営業費につきましては、飽くまでも嚴重な監督、反省が必要だと思ふのであります。これにつきましては、公共企業体は独立採算でやるということが建前の意味からいたしまして、自己金融でやるということは賛成なのであります。それが、それだけに独立採算であるといふことは、自分で責任を持つわけでありませうから、営業費の節約に對しましては、常に企業体としての側面からいたしまして、どこに無駄があるかといふことについて、いわば、例えば内部監査のようなものを強化するとか、形態として、今までの政府資金だけに頼るといふのではなくて、自分で稼ぎ出すといふ点から行きますと、これは料金を納める公衆に對していわゆる社会的責任が存するわけでありませうから、公共企業体といいたしましては、毎日、いつまでも、自己反省といひますか、経営の合理化といひますか、経営的側面について真剣な御研究を願ひたいと思ふのであります。

なお電報と電信電話はいろ／＼問題があるようでありませうけれども、電報は大衆性を持つておりますけれども、電話のほうは非常に大きな意味がございませうけれども、いわば特別の一部分の人でもありませうから、従いまして将来自己金融が十分になりませう場合、電報料金のほうはできるだけ値下げをされるように、そうしてひいては電話料金を値下げができるような形で現在の自己金融を考へる。結論から申上げますと、公共企業体はこれは独立採算でございませうから、自分で金を稼ぐのは当然のことでありませう。その点から考へて適正な料金によつて借金で

なく、或いは赤字を国家に尻拭いしてもらうのじやなくて、自分で一人立ちに立つてもらふことを希望すると同時に、今申上げましたこの建前、スピードの問題は私は今は正確に申上げられませうけれども、兼合いの問題を考へる必要があるのじやないか。つまり外部から持つて来る問題と稼いだ割合の問題、それが自己金融は永久に儲かつて行くのでありますから、これに對する将来の五カ年計画だけでなく十カ年、或いはその以後につきまして目的を達した場合におきましてどういふふうにするか、この儲けはこれは配当する必要はないのでありますから、できるだけ一般大衆の利益になるように、同時に独占企業という立場から無駄のないように飽くまでも営業費の節約、経営の合理化を図るような態勢を整えて頂きたい、こういう希望条件を付して、この案には私は賛成いたしたす。

○委員長(左藤義詮君) 有難うございませう。

○委員長(左藤義詮君) 次に元通信省電務局長の進藤誠一さんにお願ひいたします。

○公述人(進藤誠一君) 私は電信電話官営時代の通信省の電務局長をいたしておりましたが、その後終戦までには洲電信電話株式会社の経営に携わつておりました。終戦後は全然職を退きまして、只今では国民の一人として、同時に電話の加入者であります。そういう立場におきまして私の意見を申上げたいと思ひます。

この三つの法案の趣旨は、一言で申しますれば電氣通信の民主化でありませう。従来国家の管理になつておりました電氣通信を一般に開放して、又公衆通信の事業に對しては、今まで公法的のいろ／＼の特権を定めてあつたのであります。これを廃止いたしまして一般の民法の契約関係とし、そして通信の利用者なり一般国民の権利、利便を増進するといふことにあると存じます。元來この三つの法案は、昨年の八月に電信電話公社、それから国際電氣通信株式会社というものが設立される法案が通つたときに同時に、或いはむしろそれより前に決定され公布されるべきものであつたと私は考へるのであります。いろ／＼な事情において今日まで遅れておるのであります。が、この三法案の成立によりまして一般大衆の利便、公共の福利が増進されて来るわけでありませうから、私は一日も早くこの法案が国会を通過することを望む次第でございませう。この内容につきましては、すでに一年余り世間にも周知されておるのでありまして、大体了解されておるところと存じます。ただ一つ問題は、今回別表として出て来たところの電信電話の料金、これが従来の料金よりも値上げになつておる、この点に問題があると思ひます。この点につきましては私は相当の意見もございませうから述べ、そうしてこれについては全面的に申上げませうが、結論においてはまあ賛成のほうの立場に立つておる次第であります。それでこの料金の問題は、公社の事業計画又予算、これらに関連を持つておるのであります。問題は次の三点だらう

して、従来国家の管理になつておりました電氣通信を一般に開放して、又公衆通信の事業に對しては、今まで公法的のいろ／＼の特権を定めてあつたのであります。これを廃止いたしまして一般の民法の契約関係とし、そして通信の利用者なり一般国民の権利、利便を増進するといふことにあると存じます。元來この三つの法案は、昨年の八月に電信電話公社、それから国際電氣通信株式会社というものが設立される法案が通つたときに同時に、或いはむしろそれより前に決定され公布されるべきものであつたと私は考へるのであります。いろ／＼な事情において今日まで遅れておるのであります。が、この三法案の成立によりまして一般大衆の利便、公共の福利が増進されて来るわけでありませうから、私は一日も早くこの法案が国会を通過することを望む次第でございませう。この内容につきましては、すでに一年余り世間にも周知されておるのでありまして、大体了解されておるところと存じます。ただ一つ問題は、今回別表として出て来たところの電信電話の料金、これが従来の料金よりも値上げになつておる、この点に問題があると思ひます。この点につきましては私は相当の意見もございませうから述べ、そうしてこれについては全面的に申上げませうが、結論においてはまあ賛成のほうの立場に立つておる次第であります。それでこの料金の問題は、公社の事業計画又予算、これらに関連を持つておるのであります。問題は次の三点だらう

して、従来国家の管理になつておりました電氣通信を一般に開放して、又公衆通信の事業に對しては、今まで公法的のいろ／＼の特権を定めてあつたのであります。これを廃止いたしまして一般の民法の契約関係とし、そして通信の利用者なり一般国民の権利、利便を増進するといふことにあると存じます。元來この三つの法案は、昨年の八月に電信電話公社、それから国際電氣通信株式会社というものが設立される法案が通つたときに同時に、或いはむしろそれより前に決定され公布されるべきものであつたと私は考へるのであります。いろ／＼な事情において今日まで遅れておるのであります。が、この三法案の成立によりまして一般大衆の利便、公共の福利が増進されて来るわけでありませうから、私は一日も早くこの法案が国会を通過することを望む次第でございませう。この内容につきましては、すでに一年余り世間にも周知されておるのでありまして、大体了解されておるところと存じます。ただ一つ問題は、今回別表として出て来たところの電信電話の料金、これが従来の料金よりも値上げになつておる、この点に問題があると思ひます。この点につきましては私は相当の意見もございませうから述べ、そうしてこれについては全面的に申上げませうが、結論においてはまあ賛成のほうの立場に立つておる次第であります。それでこの料金の問題は、公社の事業計画又予算、これらに関連を持つておるのであります。問題は次の三点だらう

と申します。第一は、この公社の計画
いたしておりますところの電信電話
の建設計画が只今の国民生活に必要欠
くべからざるものであるかどうか、こ
の点でありまして、それが料金の値上
げをもたらした原因であります。か
ら、先ずその点の検討が必要でありま
す。次に第二の点は、計画が必要欠
くべからざるものであると見ました場
合に、その財源を料金の値上げに持
つて来るか、或いは他に求めるか、い
ずれが適当であるか、この点であらう
と思ひます。第三に、料金の値上げを
することが適当となつた場合におきま
して、各種の料金がいわゆる合理的であ
るかどうか。この三つの点の検討が必
要であると考えます。

それで時間がございますから簡単
に以上の点に就いて申上げたいと思
ひますが、この料金の引上げをどう
いう問題が起りましたのは、元來が社
の利払い、公社の設備の減価償却とい
う必要から大体平均一割ぐらゐの値上
げが必要であるというところから始
まっております。それは前国会にかけ
まして丁度国鉄の料金の一割値上げと
並んで国会に出たのであります。が、
国鉄の一割値上げはすでに実現して突
施されておるのであります。電
のほうは国会解散のために今日まで一割
値上げが遅れておる、こういう事情に
あります。そこへ持つて来て今度の案
は前案を改めて新たに一割五分とい
うものに加えて二割五分の値上げとい
うことになつたいきさつを持つてお
ります。そこでその値上げの原因とな
つた事業計画でございますが、これ
は公社の五カ年計画というものがこれ
にございまして、結論といたしまし

て私はこの五カ年計画の発行は是非や
らなきやならん、又それが加入者及び
国民の切なる要望である、こういうこ
とを考へておるのでございまして。電
が不足であることはこれは今に始まつ
たことではなくて、もう電話ができて
以來常にそういう状況であつたのであ
ります。が、殊にそれよりも終戦後
におきまして問題は、現在ある電話のサ
ービスが非常に低下して悪くなつて、
そうして殆んど電話は話中であつた
り、繋がりなかつた、市外通話のこ
きは全く目的の用をなさない、こうい
うのが世間の声でありました。それを
直すにはどうしてもこれは設備の改
善以外にない。サービスと言ひます
と、普通の事業におきましては従業員
が丁寧親切にするとか、或いは能率を
上げ、訓練をして、そうしてサービ
スは満足を与えることができるのであ
ります。が、この電話事業につきましては
は、それは全然他の事業と違つた異
があるものでありまして、サービスは人
の面においては殆んど余地はないので
あります。サービスと言へば、電話
におきましてはサービス即ち機械設備
でありまして、従ひましてサービスの
改善は機械設備、線路の増設、これ以
外にないのであります。この点を私は電
話管理者及びこれを審議するかに先
ず御認識を頂きたいと思つたのであ
ります。極論いたしますれば、私は電話
におきましてはサービス・イコール建
設である、かように申したのであ
ります。どういふことかと申します
と、例えば電話におきまして、従来
の交換手で動かしておる手動の交換に
おきましては交換手が親切に取扱をす
るとか、或いは能率を挙げればサービ

スは増進するのであります。併しなが
ら技術の改良の結果、この自動交換に
するといふのが要望でありまして、自
動交換になりました場合は、もはや機
械が交換手の仕事一切のことはするの
でありまして、従来その代り交換手の
定員或いは交換手に要した費用とい
うものは、いわゆる損益勘定の業務のサ
ービスの費用からは要らなくなるので
あります。そうしてそれは建設費に廻
る、そういう性質のものであります。
従ひましてサービスの改善といふのは、
電話事業のほうにおきましては損
益勘定でなくこれを繰入れて建設をや
る、その如何にかかつておると、こ
ういふのが現状であります。そうして今
度の計画は内容を見ますといふと、
この今日サービスの悪い点を根本的に
改善するといふのが要素になつてお
ります。この点電話の今度の計画を見
ますと、電話の加入者の数を増すとい
ふことも含まれておりますが、やはり
今度の計画の重点は、加入者を増すこ
とよりも市内及び市外の線を増すとい
うことに最も重点をおかれておるので
あります。この計画が完成いたしま
すれば、大都市附近はもとよりすぐ繋
がるのであります。が、名古屋、大阪な
どの市外通話が全然市内と同じように
ダイヤルを廻せば即時出る、こういう
ふうになるのであります。そのほか地
方におきましても地方都市相互間は三
十分以内で出る、こういうのがこの計
画であります。これは全く今日の電話
加入者及びその他の民衆の熾烈な要望
でありまして、それを実現させるのがこ
の案であります。これは私は一日も早
くやるべきものである、公社ができた
のもこういうことを促進するためにで

きたのでありますから、この計画を
延ばすとか、五カ年計画を七年にする
とかいふような説があるといふことを
聞いておりますが、これは誠に国民の
要望に副わない、問題外のことである
と考へます。この計画をやるのに毎年
約五百億ぐらゐの金が要る。問題はそ
の調達方法にあるのであります。公
社の五カ年計画を見ますと、私は数
字よりもパーセンテージで申しますと
社債一六%、加入者から取る負担金、
これは加入者の公債をも便宜含みまし
た一五%、それから損益勘定の利益か
ら二五%、それから減価償却の引当金
を使うといふのが四二%でありまし
て、この減価償却と利益とを加えた六
七%がいわゆる自己資本であります。
この比例におきまして如何にも外部資
金が非常に少く内部の資金を入れて
る、こういうことが言われるのであり
ますが、これは終戦後専ら見返資金と
か資金運用部の金を以て拡張改良をい
たしました数年間に比べますと非常な
変化であるといふふうに認められるの
であります。が、逓信省の官営時代の資
金調達方法はどうかと御参考に申上げ
ますと、大体年によつて違ひますが、
平均は当時は社債が二〇%でございま
す。拡張財源の加入者の負担が二五
%、それから内部からの利益、つまり
損益勘定の繰入が五〇%、それと減価
償却は当時はいたしません、取替費
といふのが五%、それを流用したので
あります。こういう状況でありまし
て、そのときにおけるいわゆる自己
資本は五五%、あとが公債と加入者負
担金であります。この官営時代の資金
調達計画と、今日とを比べて著し
い違いは、減価償却をいたしてこれか

ら四二%を流用するといふ点が違つた
けでありまして、他の点はほぼ同一な
傾向を持つておるのであります。官
の電話に關係した私から見ますと、
これは今度の計画は、官営時代の計画
と傾向において大差のないものであ
る、かように認められるのでありま
す。それはどういふわけかと言ひます
ると、只今古川さんの経営論からのお
話がありました。が、私はそれよりも、
もう一つ、これはやはり電話事業の本
質から来るのです。損益勘定の金を極
力余計廻わして改良に使うといふこと
は電話事業の本質から来る、かように
申すのであります。それは損益勘定に
利益が上つたならば、それを拡張のほ
うに廻わす、こういう消極的なことで
なく、私は進んで業務費を節約し、業
務のほうのサービス費をどんぐりやめ
てそれを以て設備の改良のほうに持
て行くといふことが電話のサービス改
善であつて、先ほど申しましたことな
んであります。これが適當である。従
ひましてこの損益勘定からの繰入が拡
張改良の大部分を占めるといふこと
は、これは電話事業にありましては正
しいことであると考えます。

ここに問題は、ただ現在の料金を上
げてまでその繰入を多くしてそれを持
つて行かなければならんかどうか、こ
の点にあるのであります。原則につ
いては變りはないと考へております。
この問題に關係いたしますと、公社
設立の経緯なり、又は公社側の計画の
原案なんかを見ましても、これはも
ともと料金値上げは極力抑へ、そうし
て国家資金及び公債を大量獲得してそ
うしてどんぐり国民の要望に副うよう
な拡張改良をやる。これが公社を設

置
きたのでありますから、この計画を
延ばすとか、五カ年計画を七年にする
とかいふような説があるといふことを
聞いておりますが、これは誠に国民の
要望に副わない、問題外のことである
と考へます。この計画をやるのに毎年
約五百億ぐらゐの金が要る。問題はそ
の調達方法にあるのであります。公
社の五カ年計画を見ますと、私は数
字よりもパーセンテージで申しますと
社債一六%、加入者から取る負担金、
これは加入者の公債をも便宜含みまし
た一五%、それから損益勘定の利益か
ら二五%、それから減価償却の引当金
を使うといふのが四二%でありまし
て、この減価償却と利益とを加えた六
七%がいわゆる自己資本であります。
この比例におきまして如何にも外部資
金が非常に少く内部の資金を入れて
る、こういうことが言われるのであり
ますが、これは終戦後専ら見返資金と
か資金運用部の金を以て拡張改良をい
たしました数年間に比べますと非常な
変化であるといふふうに認められるの
であります。が、逓信省の官営時代の資
金調達方法はどうかと御参考に申上げ
ますと、大体年によつて違ひますが、
平均は当時は社債が二〇%でございま
す。拡張財源の加入者の負担が二五
%、それから内部からの利益、つまり
損益勘定の繰入が五〇%、それと減価
償却は当時はいたしません、取替費
といふのが五%、それを流用したので
あります。こういう状況でありまし
て、そのときにおけるいわゆる自己
資本は五五%、あとが公債と加入者負
担金であります。この官営時代の資金
調達計画と、今日とを比べて著し
い違いは、減価償却をいたしてこれか

せしめたとこの趣旨であると私はかように考えます。然るにこの公社の原案がここに提案される場合には非常に變つて、こういうふうな料金の値上げの法案をおきめになつたかと申しますと、これは今日の公社の予算なり計画の根本になるのであります。それはどういふことかと言いますと、公社ができましたとき、損益勘定、いわゆる業務のほうの予算計画につきましても、完全に先ず公社の独立制を認めたのであります。従いまして大蔵大臣の予算査定権というものは大体なくなつて公社の思うようになつて、能率的な運営ができるようになったのであります。一方資金計画の面におきましては法律におきましても公社は自主権がないのであります。大蔵大臣の金融統制下におかれておるのであります。そこでここに出ておられる案は、公社の希望する案であるかどうか知りませんが、そうではなく、当時の原案よりもここに變つたといふことは、これは国家が金融政策の面からみてかようなことが適當である、こういうために變更されたことと断じなければならぬと思ひます。その点はどこであるかといひますと、前の計画におきまして資金運用部の資金を四十億充當する、社債を百億充當するといふのを、今度の案では資金運用部の利用は零になり、社債の百億は七十五億に削減されました。そしてここに両方合せて六十五億という資金の欠陥が生じたために、その代りに料金の値上げをして利益金から七十五億円を廻してこれに充てた、これが事実であります。この点につきましても私はどうしても料金値上げの可否を御判定願う上においても

少し進んで調べなくちやならぬと思ひます。それはこの四十億資金運用部資金が持つて行かれ、それから社債が削減されたといふことは、これは大蔵大臣の金融統制計画の趣旨がどこにあつたか私には存じません。併しながらその行方を探してみますと、この前の解散前の資金計画と今回出ておる資金計画とを見ますと、資金運用部の資金が増されておるの、国鉄、開港銀行、地方債等であり、その他多額の企業資金が廻つておるの、電源開発又帝都高速度といふようなものでありまして、減つたものには電電とそれから住宅建設であります。この意味を推測いたしまするに、これは私の想像でしかありませんが、これは国家資金といつても限りがあり、これは国家資金と國として最も重要な所へ廻すべきである。そこで電氣とか鉄道とかガス、水道といつたような公共事業、それらにつきましても今日もはや事業の状況からみて安いコストの国家資金を出してやらなければ経営が成り立たぬ。料金の負担面におきましても、利用者の負担の能力が限度にきておる。従いましてこういう方面へコストの安い国家資金を廻す。住宅の建設のごとき最も必要と認められておるものさへも削つてやつたのでありますから、電電公社のを削つたといふこともそれと併せて考えられるのであります。この資金計画は結局料金値上げを前提としたものであると考へます。この場合は、若し政府におきまして電氣通信の料金を上げるのが適當でない。又加入者の負担能力がないと考へますならば、他の交通機関や一般の公共事業のごとき、安い国家資金をうんと出して、これに

代えて料金を上げることを認めないはずであります。併しながら結果はそうなつておることから私がかような推定をするのは誤りではないと考へます。この点につきましても併しながらかつておる金の問題に触れたあとで私の意見は申し上げたいと思ひます。

次に、料金の問題を先に検討いたしたいと思ひますが、電信電話の料金と申しましても、これは公共企業である以上は、私は電氣通信の立場からして又私の従来の経験又主張から申して値上げはよろしくない。これはもう間違いないのであります。併しながらも一つ上の国家の現状から考へて、この値上げはどうであるかと考へますならば、この値上げの理由がないといふことはないのであります。又次に利用者者がこの値上げを負担する力がないかと言ひますと、それもなにもないといひます。この点が電氣、ガス、水道等と大いに違ふと思ひます。それゆゑに電氣の料金は値上げが適當であるといふことが許されるのではないと思ひます。ただその場合におきまして、問題は程度の問題であります。値上げがいかにいかにいふわけではないのであります。要するに程度の問題であります。そこでこの値上げの案の内容について検討をいたしてみますれば、平均は二割五分と思ひますが、内容を見ますと、著しい差があります。これは私は必ずしもすべてのものに平均二割を持つて行くのが正しいとは申しませぬ。従来の料金がおの／＼皆バランスがとれ、正當なものならば同一の率を持つて来ればよいのであります。従

来からいろ／＼な点においてでございがあるものでありますから、それを是正し、法律にありましますように合理的な料金というものを作るならば、今回の値上げは率において變つてもそれは許されることは差支えないと、さういふ見地から内容を見ますと、これは一々検討いたしました。今日は時間がございませぬが、大体におきましてこういうことが言えると思ひます。田舎とか、市外電報を入れて、要するに市外の遠距離通信におきましては値上げは大体において平均程度であります。この点からは割合問題が少いと思ひます。問題は市内の電話料、殊に地方はそれほどはありませぬが、都市の電話の料金が非常に高い率で上つておる、この点の一点に問題は歸すると考へます。この場合におきまして、私は理由は実は聞きませぬが、私の考えからなせこういふふうにしたかという理由につきましても考へます。従来日本では市内電話の料金が少い、安過ぎる。市外電話のほうが高過ぎる。こういう傾向があるものであります。それは今日電話の収入のうちで半分以上は市外電話から上つておるのであります。市内の収入といふものは少いのであります。それに対して設備に要するお金のほうはどうかと言ひますと、市外のほうの線路建設においては技術の進歩改良の結果金がだんだんからなくなると、安くやれる。ところが市内のほうは、御承知のようにな、どん／＼新しい方式で、又市内の、大都市におきましてはどん／＼地域が拡張されて、どし／＼新しい改良をやらなければなりませんから、そのために非常に経費は嵩んでおります。従来都市の電話は儲かるものだと

いふのが一般の民間の方々のお見込でありますし、我々もいたしまして、役所におる当時、電話はかけさせれば儲かる、大体我々の計算からも、二割や三割五分は電話はかけさせれば利益があるといふ、こういう頭でありました。今日聞いてみると、市内の電話は一つかければ赤字である。それはどういふことかと言ひますと、今の料金が安いからであります。それでは市内の電話の拡張改良は今後できないのであります。これをやつていく上においてどうしても市内の料金を上げるということが必要であると、こういうことがあつたらうと私は考へます。そういう意味におきまして、市外の料金よりも市内は上げる率が多いといふことは、これは私は正當であると、かように思ひます。

それから市内の料金の一番主なもの占める度敷料であります。これは度敷料の場合、公衆電話も同じであります。この公衆電話料金の五円を十円にしようといふことでありませぬが、これは料金の沿革を見ますと非常に面白いのであります。郵便料金が明治から昭和の初めまで三錢でありました。度敷料も同様にすつと長い間三錢でございまして、それがその後インフレで、三錢が五錢、十錢、二十錢、一円、五円といふふうになつて来たのであります。その経路を見ますと、今郵便は十円になつて電話は五円になつておりますが、これはこういう関係があるものであります。まあ前のことはおきまして、昭和二十四年の五月に、郵便は五円を八円に上げたのであります。そのときに電話は前の二円をその

五

ままにして、一回値上げを見送つてお
るのであります。このとき、たしか鉄
道やその他は上つたと思ひますが、一
回二十四年といふものを電話の料金に
据置き、その据置は而も二円の据置で
ありまして、そういう事実がありまし
て、従つてその次の二十六年の値上り
のときに初めて五円になつた。そのと
きは郵便は十円になつた。鉄道は最低
が十円になつた。そういうので二十六
年のときに、大体今まで類似のものは
十円になつておるのであります。従い
まして私は、この料金値上げの沿革か
ら見ますと、この公衆電話料金、度数
料は、昭和二十四年に二円から五円に
すべきであつた、その据置いたのをそ
して二十六年のときに八円とか十円と
かにすることになれば、今日すでに十
円になつておるのであります。従いま
して今の市内電話が公社の経営として
赤字になつておるといふことは、今ま
で値上げすべきものを二、三年放置し
たといふことに原因があるのでありま
すからして、この点から申しまして、
今回の値上げが一〇〇%であるといふ
ことは、前に一回値上げを休み、その
次にも値上げを極く少く定めておると
いう点から来るのでありまして、今日
におきまして、冷静に考へて、郵便が
十円である、それから国電、都電等が
十円である場合に、電話だけが五円だ
であるといふのは、これは料金の權衡上
からも不合理でありまして、今までの
昔の沿革から見ても、当然十円である
べきである。これは私がこの沿革で申
上げるまでもなく、公衆がすでにそう
言つておりました、国電が十円になる
とき、電話の五円は安過ぎるね、とい
うことを聞かされておりました、その

後、どこでも電話を借りたときには五
円置いて行く人はない、どこでも十円
置いて行く、又十円とるのでありま
す。今度も十円に上つたからといつ
て、実際において公衆は、今までも借
りるのに十円払つておつた、今後もや
つぱり十円ということに交りはない、
かように考へておりました、そこで
当然、公衆電話料につきましては、私
は問題なく十円を正しと思ひます
が、又それを実行すべきだと思ひます
が、ただ度数料につきましては、違
うのは基本料といふものがこれに加わつ
ておるといふことが違つたのでありま
し、その基本料の改正と今度の改正と
を同じような率で上げるならば、そう
いう料金構成もできたのでありますか
ら、今度の改正の非常に複雑になつた
のは、基本料金制といふものを持つて
来て、二回までかける者は定額の九百
円といふことにして、それ以上は十円
にしました結果、二回くらいまでしか
使わない者は今までも、七割ぐら
いしか値上げにならん、殆んど値上げ
といふことは問題にならない。それが
大体八、九回が東京の平均であります
が、それくらい使う者は五割、更に二
十回使つたものは七割何ぼといふこと
になつておりました、余計使う者ほど
値上りが多いといふ、こういうこと
は、料金が合理的かどうかといふ点に
おいて私は考慮されるべきことである
と思ふ。ただこの値上率の十割になつ
た場合でも、それはコストからいつて
も、又今日他の交通、通信料金からい
つても不当なものではない。従つて
加入者として文句を言うべきものでは
ない。又我慢できないものではない、
こういうことは言えると思ひますが、

ただ一氣に、今まで値上げを休んだと
いうようなことが原因であつても、こ
れを一氣に値上げするといふことは、
これは感情の上においても、或いは又
政治的にも問題になるといふことは考
慮すべきものであると思ひます。時間
が延びましたので、あとは省略いたし
ますが、それで、要するに私の意見
は、この案が今の電話事業の立場から
言へば、料金はかように上げず、前
回くらいに減価償却を十分にした程度
の値上げにして、その他の財源、つま
り政府の資金運用部資金をもう一回持
つて来るということによつてやれるな
らば、こんな概して上乗の策であ
る。併しながらそれはできない。やは
りそれは他の交通、通信料金の値上げ
をするといふことが、今日の感情等か
ら悪いといふことのために、電信電話
だけは値上げする。他にこの値上げの
影響を及ぼさないといふことがはつき
りいたしておるならば、私は電話事業
としてはこの案で行くのが公共の、国
民感情からいつても今日の管理者の立
場からいつてもとるべき途ではないか
と考へます。いろいろ反対陳情が出て
おりますが、消費者の立場の人の意見
を聞きましてならば、電話は上つても
これは大して差支えないものだ、た
だこれを上げられるとその際に電氣も
上り、ガスも上り、電車も上り、国電
も上り、おの／＼上つて来るにきまつ
ておる、それでは困るので電話のほうも
反対せざるを得ない、こう言つており
ましたが、それでは電話だけ上つて、
ほかは絶対上げないといふことならばど
うか、それならいい、こういうので
あります。私はこれは国民の本當の声
であるといふふうに考へます。私も電

話の管理者でありましたが、上らなほ
うがいいのでありますけれども、電話
が少々上るよりも、電氣や他の水道や
ガスや何か上がることは私は反対であ
ります。電話につきましては、消費者
の立場からしても、以上のような国策
的の理由があれば上ることに賛成しま
す。言い換えれば、電話の特殊な理由
から値上げを承認するのでありまして、
他の公益料金をこれに倣つて上げる
という理由にはほしきないといふこと
を条件といたしたいと思ひます。
○委員長(左藤義詮君) 有難うござい
ました。
○委員長(左藤義詮君) 次は読売新聞
論説委員梅田博さんにお願ひいたしま
す。
○公述人(梅田博君) 読売新聞論説委
員梅田であります。本日の公述は、有
線電氣通信法及び公衆電氣通信法及び
その施行法に関するものであります
が、世間ではこれらの法案を電話料金
値上法案、こう呼んでおりますので、
又世間の論議の焦点も恐らくその電話
料金の値上げにあるのではないかと思
いますので、問題をこれに限局して論
じたいと思ふのであります。結論から
申しますれば、私は大体にこの法案に
反対でありまして、その第一は、五カ
年計画案が出ておりますが、この五カ
年計画なるものがいささか杜撰ではな
いかと、このように思ふのでありま
す。つまりサービスの向上といつたよ
うな五カ年計画といふものをだにし
まして、電話料金の値上げを五カ年計
画というオブラートで包んだのではな
いか、このように考へるのでありま
す。

第二点は、建設資金、その建設資金
の大部分といふものを自己資金で賄
う、こういうことは非常に一方的で
あり且つ穩當でない、非常に官僚的な
考へ方である、このように思ふのであ
ります。
第三点は、電話料金の値上げの率と
いふものが、国民経済、国民感情とい
うものを一切無視した、いわゆる電話
度数料のごときは、一〇〇%の値上げを
するといふことは、第二の官僚的な本
質があるものと、このように考へるの
であります。
ところでこの杜撰であるといふこと
は、本當は詳細な計画ができておるの
かも知れませんが、これをみまする
に、例えば電信電話補充五カ年計画と
いふものが出ております。全部で十五
頁のパンフレットであります。資金
計画の欄はたつた二頁しかない。別に
資金計画のものが出ておりますけれ
ども、こちらのほうには二頁しか
ない。それには単に資金の調達方法とい
うものが載つておるに過ぎないの
でございます。例えばこういつたよう
な五カ年計画をするといふ場合には、
局を幾つ立てるに幾らの金が必要、こ
の線を架設するのに幾らの金が必要、す
べての詳細な資料並びに科目別に所要
資金といふものを書いて頂かないで単
にこれだけ押付けられても、これがい
いとか悪いとかいふ判断が我々にはで
きないのであります。すべての、政府
の予算といふものには相當に細かい建
設資金のことが書いてあるのに、これ
には単に所要資金二十八年度四百六十
一億、二十九年度六百十億、これだけ
読んで、何に要するんだということが科
目別に書いてない。これでいい悪いと

いうことがどうして判断が下せるか。我々の考えるものは正しい、だから国民は信用しろというのが今までの大體の官僚的なしきたりでありましたが、こうしたものでない悪いといつたような判断の基礎に苦しむのであります。殊に昨年の十二月には堀井電電公社總裁が年間八百億くらい要するということを言っておられる。それが急遽今度は五百乃至六百数十億に變つておるのであります。これからみましても、これは単なる一つの料金値上げのための口実、こう申上げては大變にひねくれた考え方も知れませんが、口実のようにしかみえない。本當に一夜作りで作られた案ではなからうか、このように思ふのであります。若しお出しになるのでありますならば、もつと詳細な計画を見せて、それはどうだと、その場合には我々も原価計算のしようもある。この意味におきまして私はこの五カ年計画というものは非常に杜撰であると言わざるを得ないのであります。前の国会におきまして一割五分の値上法案を出された、それが一割に削られた、ここで五カ年計画というものを削り、三割五分、恐らく三割五、六分になると思ひます。全体として二割五分であり、恐らく三割五分、三割五分くらいの要求をすれば恐らく今度は二割くらいは認められるんじゃないか、非常にさばがよんである。臆を得て獨を望むと申しますが、こういつたような考え方に對しましては、私は非常な輕蔑を感じております。

第二点は、建設資金の自己資金、大部分を自己資金で賄うといつたような考え方であります。昨年これは東洋經

済で堀井總裁が言つておるのであります。資金はどうして調達する計画ですかと尋ねた。こう尋ねているときに堀井さんは、この計画に要する毎年の経費は七、八百億になります。その資金の調達に國家資金つまり資金運用部から借り、それから電信電話債券の発行、設備負担金、減価償却をして行く金を皆繰入れて建設改良にもつて行く、それでも足りないときには外資を導入してこれをやる、こう言つておられる。これができないならば責任問題なんです。これができないで、責任問題といふことをおろそかにして、すぐに料金の値上げに持つて行くといふことがあつては、これは本人が果して責任を感じておるものか、感じていないものかといふことに對しては我々は深く問わざるを得ないものがある。これが本筋なんです。この外部から入れてやるといふのが本筋でありまして、我々が例へば民間の企業体でありましたならば、設備の増設といふものは多くは増資乃至社債で調達いたします。足りない部分は調達いたしまして、足りない部分は調達いたしまして、その償却を利益金で或る程度やつて行く、これが本筋であるのかかわらぬ、この加入者といふ非常に弱い立場、料金を払わないといつた場合は翌日からとめるといふ、電話通告一つやればそれで商売できなくなる。そういういふ所から取る、こういつたもの考へ方といふものは、実に我々として了解できないのみならず、この電氣通信関係法令にある日本電信電話公社法の六十一條に「公社は、毎事業年度、経営上利益を生じた場合において、事業年度から繰り越した損失の

補てんに充て、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならぬ。」と書いてある。利益があつた場合にはこれは損失を補填するんだ、補填したあとでまだ残りがあつたならばこれは積立金として置く。積立金として置くといふのがあるのかかわらぬ、今から利益を予想してそれで設備の拡充をやつて行くといふことになれば、この法規といふものはなくともいい法規になつてしまふ。恐らくこれは手落ちだらうと思ふのであります。法制局もいろ／＼法規のことも専門でやつておられるから減多に間違はないと思ふのであります。すけれども、積立金が相當にできて、それを後に設備の拡充に廻すならばこれは許さるべきだと思ふ。初めから利益といふものを予想してそれを損失に充て、それから積立金としろといふものを、予想を以て利益金を建設資金に流すといふことは、この意味において極端な言い方かも知れませんが、法律違反の疑いがあるものと思ふのであります。で、このような資金といふものを、自分の責任と解しないで一概に加入者に転嫁しようといふところの考へ方といふものには對して、私は第二に賛成できない一つであります。

第三には、電話料金の値上げの率の問題であります。電電公社の発表によりますと、今までの度敷制は百六十倍しか上つていない。ほかのものはもつと上つてゐる。例へば小売物価は二百九十九倍、新聞の料金は二百九十五倍、然るに度敷制は百六十六倍、基本料金は百四十四倍、上げ方が足りないのだ。だから上げていいじゃないかと云わんばかりであります。それは値段を上げるのが筋なのか、建設が筋なのか、どつちが本筋だかわからない。そこで問題にいたしたいのは、今度の度敷制が倍になつた場合には、三百三十二倍になる。三百三十二倍と言いましたら小売物価の二百九十九倍といふものを遙かに突破する。殊にこの電話料金といふものは取り外れない商売でありまして、而も持参するものなんです。新聞代金のごときは個々に廻つて取つて、それですらすらお取り外れがあります。大新聞のごときは恐らく數億圓といつたような取り外れがある。この數億圓といつたところの未回収を抱えておる新聞が二百九十五倍だかといつて、自分のところが百六十六倍だといつて、これを比較されているのじやなからうかと思ふのであります。殊に同じ官業であるところの國鉄、専売公社、こういつたようなものは、或るときには景氣によつて變動され又多額の宣伝費を費消しておる。ところがこの電話に関する限りは、そういつたような宣伝費用も一文も要らない。而も金は電話一つ掛ければ持つて来る。その上に取り外れがなびのようにならぬに値上げされるということにつきましても、これは実に電電公社のために成續に甚だますからうと、まあこのように考へるのであります。これは先ほどの公述人も申されましたが、或いは電話料金がインフレの因とならぬとは限らない。これを認めますと百四十万人、電電公社の故意が偶然知りませんが、十四万とあります。百四十万の加入者が、たとえ電話料金が上つたところでインフレに

なる虞はないといつておられるのでありますけれども、電話が上がる。今度はほかのものを上げてはいけません。電氣通信界では無理なんです。電氣通信委員会は、電話料金は上げてくれるな、こういう注文をすべきところをこれに上げる。今度はこつちが上る。一貫したところの物価政策が立たない。安いものから次々に上げて行くといふことよりも、むしろ現在はこのインフレの助長といふこと、インフレの高まる原因といふのを極力抑えて行く。電電公社が現在のままでやつて行けないといふのであります。実情をよく調査いたしまして、或いは多少の値上げも止むを得ないかも知れませんが、現在、前の国会に一割五分、三割五分を一律に高めようといふような考へ方、こうしたようなことは國民經濟の實情を無視したもので、電話をたくさん使えば儲かるじやないかといふようなお話があるかも知れませんが、電話一本を頼りにしてやつておられる、生活に電話を使つたり、若しくは非常に大きな工場が何かでありまして電話の料金といふものは殆んど問題にならぬといふ所ではないかも知れませんが、商業、なかんずく我々のような新聞、又証券業者、多くのブローカー、こういつたような人はこの電話料金といふものが高騰するものに対しては非常な脅威を抱いておる。これは上つてもいいと言つておる人は私の聞いてる範囲ではないのであります。どうかこのたびの案につきましては、

どうしても止むを得ないものであつたならば、これはせいぜい一割五分、社会党左派が出ております一割五分くらいは案で収めたい。これが我々といまして電電公社と最後の妥協の線でありました。

○委員長(左藤義隆君) 有難うございります。これを以ちまして公述人の陳述を終りました。

○委員長(左藤義隆君) 次に日綿実業株式会社常務取締役石橋鎮雄さんをお願いいたします。

○公述人(石橋鎮雄君) 私、只今御紹介にあずかりました日綿実業株式会社の石橋でございます。私は過去三十数年貿易に従事しております。私に於いて貿易商社の立場より今回の御提案の法案に對し意見を述べさせて頂きたいと思ひます。

現在我が国の電話施設状況を見ますと、誠に寒心に堪えないものがございます。諸外国に比して著しく低下しております。この公社の御発表の通りにアメリカにおいては百人当り電話の数が二・九・三あります。西ドイツさえも百人当り五・六、ところが日本は百人当り僅かに二・四しかありません。これはギリとか或いはイスラエル、ああいう国と同等な数しか持つていないのであります。かような貧弱な状態でございます。そういうふうな数が少ないので、その電話を使用する度数も非常に多く、即ちどこに電話しても話中話中という話、或いは話中にも機械が悪いので故障してぶつと切れる、そういうことがあります。又電話線とか或いは機械が古いのでこの間のちよつとの雨天

が続きますとすぐ機械が故障する。それで話ができなくなるようになる。殊に市外通話になりますと、申込んでから相当時間話するまで時間がかかります。又ときとしては半日以上もかかるというふうな非常に哀れなる状態でございます。こういふときに我が国産業の開發と文化の向上の目的として電話設備を拡張し、又改良して社会諸産業の活動を最も能率的に且つ又経済的に流して諸生産のコストを引下げ、国民の利益増進を図ることについて異論はございませんが、今回の提案のごとく、電話設備増設のための資金調達のために電話料を値上げし、而もその値上料率が非常に多い、非常に過大であり不当であるという点につきまして以下申述べたいと思ひ次第でございます。

御承知の通り我が国において生産されるもののこの産物としては、貿易上から見ますと僅かに生糸とかお茶、繭類その他農水産物の少量を産出するのみであります。肝心の食糧さえも自給ができませんで、年々三百万トンの食糧を海外より輸入せねばならん現状でございます。今後我が国が生きて行くためには海外より原料を輸入し、国内においては加工し、そのできた製品を輸出する、即ち貿易立国を國是として進むよりほかに生きている道はございません。で、政府としてもこの頃は貿易商社の強化策に非常なる関心を持つておられるようでございます。我が国経済の復興、我が国力の回復にはこの貿易を振興するよりほかに途はなく、そのためには貿易商社を強化し、貿易商社の実力を養成することが急務中の急務であると思ひます。我々

貿易商社は製造工業家と違ひまして、機械もなく設備もなく、ただ人間と通信機關が資本でございます。経費の大部分は人件費と通信費でございます。貿易商社としては国内電信電話は國際電信電話と表裏一体をなすものでございまして、国内の電信電話の利用も又極めて頻繁でございます。今回の値上げの結果、一般経費中にこの通信費によつて占められる割合は非常に甚大なるものがございます。その一、二の貿易商社の実例を申し上げます。従業員が二百人、これは少い商人ですけれども、二百人程度の貿易商社の例を申し上げますと、これは人件費が一人一万六千円として、二百人で三百二十万円、ところがこの会社は通信費、電信電話料金が従来百万円を要しておる状態でございます。今この料金の値上率二割五分としまして、東金の二級局ではこれは五二%の負担増加となつておると、百五十二万円の通信費となつて人件費三百二十万円に比べて四六%も通信費を要するということになります。

又或る会社は、これは従業員が三百二十名くらいの貿易商社でございます。これが一万八千五百円でございます。五百九十二万円の人件費でございます。これに對して通信費が一月従来百六十万円を要しておりまして、これをまあこの提案の二五%値上げて換算しても三六%の増加率となりまして、若しこれを五二%に換算すれば約四〇%の増加率となるわけでございます。以上は或る一、二の商社でございますけれども、全般的に貿易商社はかように人

件費及び通信費が我々経費の大部分を占めておりました。その通信費が非常に増加して我々貿易商社としては経営がだん／＼困難になる現状になつております。これに反しまして、最近政府が貿易商社の強化策として実施中のものは、振興外貨制度の設定或いは輸出前貸金の制度或いは別口外貨制度というふうないろいろのことを実施されております。又計画中のものでは、一昨年からおきりましたコントラクト・キャンセル(約定の取消すね)の準備金アカウントを設定して無税にするとか、海外支店準備特別償却金アカウントを無税にするとか、そういうふうないろいろの計画をなされております。

又通信関係といたしましては、最近エア・メール、飛行郵便料でございます。エア・メールは重さ十グラムのものは、これは一番軽いものでございますが、十グラムで八十円でございます。最近それが七十円となつて、約一割二分五厘の値下げとなりました。又海外向けの電信料も引下げられたところもございまして、かくのごとく華國一致、貿易の振興拡大に官民ともに熱中しております。矢先に、この国内電信電話料だけかくのごとく高率の引上げをなされることは、我が国産業の發展を阻むこととなり、現に昨今我が国でございまして、商品の物価は、輸出商品でございます。商品価格は如何なる商品でも國際價格を遙かに上廻つて、國際市場において外國商品と太刀打ちできず、だん／＼我々の貿易が尻細になつて不振がちとなつておる情勢におきまして、この際今回の値上げはこれに更に一層の拍車をかけることに

なるものでございまして、極言すれば貿易不振は更に深刻になり、公社を救うために日本国そのものが犠牲となるというふうなことも言えるかと思ひます。

次に、電話の増設改良が如何に緊急要件であるかということには私も異存はございませんが、今日電話や電信が事業經營の上に又個人生活の上にとだけ重要な役割を占めておるかということも承知しておりますが、その重要性につけ込んで料金引上げで増設資金まで調達しようというのは、利用者の立場を考へない余りにも安易なやり方じやないかと思ひ次第でございます。なお、今日の我が國經濟界は極度の不況に呻吟し、不渡手形が各地で濫發されておる次第でございます。殊に公共事業は自費しておるの際電信電話料だけ値上げするときは、ほかの一般物価のコスト高となり、ます／＼我が國製品の売行は不振となり、外貨は枯渇し、海外よりの輸入資金も欠乏し、諸産業の衰減、我が國經濟界の崩壊を見る虞れなきにしもあらずと案ぜられる次第でございます。而もその値上料率につきまして申上げたが、公社の統計表を見ますと、現在の電話料は一般物価及び他の公共事業料金に比較して低位にある、従つて現在なお引上げても不当な料金とはならないというふうなお考えのようでございますが、今度の引上案は、引上率が非常に大幅であり、即ち二割五分乃至五割二分と一気に大幅に値上げせずに徐々に値上げせば財界に及ぼす影響も少いかと思ひます。現に昭和二十六年度の収支成績を見ますと、十四億五千万円の利益となつておるような次第で、あのときは丁度二十

六年の十一月から電話料が上つておりますので、二十六年の四月から十月までは前の二円の収入でやつておつて、而も十四億五千万円の利益となつておるといふふうな次第で、今度もかくのごとき大幅な値上げはせんでもいいじやないかと思ふ次第でございます。

次に、然らば何故にかくのごとき大幅な値上げを必要とするか、何故に現在の料金で賄れないかということでございます。

次いで、我々民間企業では、経営の成立せざるべきは、その企業経営の合理化を図つて、ペーパー・ライン、利益が出るまでその企業経営を持つて行く方法をとる次第でございますが、公社は自己の内部改革には何らメスを入れず、全部を利用者の一方的負担において採算せんとおられるように見受けられる。公社にも経営の合理化の必要があると思ひます。それにはどうすればいいか。第一に組織の簡素化、適材を適所に配置し、各自の能力を十分に發揮せしめ、或いは現に今の組織を見ますと、本社があつてその下に通信局があり、それから管理部があり、その下に地方電話局があり、又その下に分局があるといふふうになつて、この組織は誠に煩雜に過ぎる次第で、地方組織は管理部或いは地区電話局いづれか一つにてよろしかるべく、これを直接本社に直結すべきであります。次に、事務の簡便の徹底を図つてもらいたいこと。今までは規則づくめでございまして、一つ電話をかけるにも三十くらゐの判が要るといふふうなことで、非常に長い間一つの電話をかけるのに時間を要し、各職責に依つてその自由の裁量で成るべく早く裁決してもらうといふふうなことを希望する次第であります。

また、それからこれに関連しまして今提案中の電話機械の一加入当り建設費が二十五万円という見積りになつておりますが、これもその予算、計画、規格につき一層の検討と考究を重ね、資材の購入或いは入札などに工夫をなすときは、相当安く建設もできることかと思ひまして、二十五万円は二十万円でもできるだろうと思ふ次第でございます。

次に、電話設備の拡張改良資金のことについて一言申し上げたいと思ひます。公社の資金計画を見ますに、昭和二十八年度の所要資金が四百六十一億となつておりますが、このうち一般の公債は債かに七十五億円で、昭和三十八年度の所要資金が四百六十一億となつております。が、これは郵政大臣所管下には郵便貯金とか或いは郵便振替貯金或いは簡易生命保険或いは郵便年金など数百億円の資金がありますので、それを大蔵當局と折衝獲得すること、一段の努力をなさつたならば、即ち増設資金は公社の公債の発行その他政府資金で賄うべきで、増設資金を丸々料金にかぶせるといふことは理窟に合いません。その料金は経常費、経常的の費用とそれから償却だけに充てるべきものと思ふ次第でございます。重ねて申しますが、増設資金は絶対に政府資金によつて実行して頂きたいと思ひます。

次に、公社は一昨年即ち昭和二十六年の十一月電話料金を、時の二円の料金を五円に値上されましたときは、そのときのお話では、サービスをこれらよく改善し、設備もよく改良すると頻りに宣伝されておりましたけれども、本日までの経験から見まして、何

ら改善された事実を認めない。料金を上げてしまえばサービスのほうは頗かむりであるといふふうな現状で、万一度の法案が通過しまして幾分でも料金が上つたようなときは、今度こそは十二分にサービス改善されんことを切望する次第でございます。

最後に一言貿易商社として希望したいのは、只今まで申述べました通り、国民の利益増進を図るために電話設備の拡張、改良は当然のことと思ひますが、そのため幾分でも料金を値上げせねばならぬとなれば、高度の利用者の負担を是非通過されたい。今度の提案は六十回以上利用する者にはその負担が非常に重くなつておるので、米国のごとく経済力の強い国においても三百回以上は通過の方法をとつて、而も弱体なる貿易商社には是非通過の方式をとつて頂きたい次第でございます。仮に今度の法案がこのまま通過したと、多分通過せんと思ふけれども、(笑聲)通過したとすれば、二百回までは十円としてこれは仕方がない、二百回以上は八円、四百回以上は七円、六百回以上は六円と千回も千五百回もこれは全部六円というふうな率で料金を決定してもらへば、我々貿易商社もこれから一生懸命国家再興のためにやりたかと思ひますので、この点を是非お含みの上で、今後議会におきまして御検討して頂きたいと思ふ次第でございます。

○委員長(左藤義詮君) 有難うございました。

○委員長(左藤義詮君) 午前の御公述はこれまでいたしましたして、あとは午後に譲りたいと思ひますが、今までの公述の方々に對し御質疑のございませうか。山田節男君、古川さんにお聞きしますが、古川教授の施設の改善、拡張に要する資金の調達についてであります。公債、古川教授の施設の改善、拡張に要する資金の調達についてであります。公債、古川教授の施設の改善、拡張に要する資金の調達についてであります。

からそつくり金を、つまり外部調達で以て来るのが一番早い手だと思ふので、併しこれはいろいろの事情があります。併しこれはいろいろの事情があります。併しこれはいろいろの事情があります。

す。併し、一面これは償却をいたして
おりません。従つて老朽施設が殆んど
三分の二であるという状態です。而も
こういう通信施設はアメリカその他の
国に比べまして非常に遅れてしまつ
て、能率、サービスの改善もそうい
点からできないといふことになつてお
る。ですから、今のこれはちよつと今
日の公述をお願いした範囲外かも知れ
ませんが、こういったような固有の資
本を狭義資本でネットでもらつて、そ
うして今度独立採算性をとる。そうし
て将来自己資本といふか、利益金
或いは、減価償却資金を使つてやればこ
れは非常にいいのでございませうけれ
ども、我々がいろいろ調査した結果によ
ると、もうそれがちよつとさもちよつと行
かないという現状になつておるわけ
です。そうすると、結局自己調達とい
ふことは料金の上げしかないわけ
でございます。これは私昨年アメリカに参
りましたときにも、電話のサービスの
改善といふことは、結局電話料金を上
げるのが一番いい、健全な企業形態か
ら言へば料金を上げる以外にないのだ
と、結局今言つたようなジレンマに陥
つて、自己資本というのが非常にむず
かしいと、政府資本或いは資金運用部
の金を借りましても、利子を払う。公債
を発行するならばなお更利子を払う。
而も少くとも五百億の資金を要するの
でありますから、たとえ三分の二利子
を払うにいたしましても莫大な金なん
です。そこで私はこれは私見ですが、
今までの固有であつた時代、而もこれ
は加入者の資金ですつとやつて来た。
国庫にもすでに昔の金で十二億円の納
付金をしておるわけです。これは日本
の今の金で言へば二千億以上の金では

ないかと思ふ。そうするとこの経営
が、電信電話事業に限つてこの歴史を
見ますといふと、全くこれは何とい
して、取上げてしまつて、吸い上げて
しまつて、その利益を国庫納付金に出
してしまつておる。その厚を公社にや
る。狭義資本でなか／＼いい恩恵をこ
うむつておるようであるけれども、何
もかも古くさい、老朽のものになつて
しまつておる。ですから、この三千億
という資産を頂いて公社にはなつてお
りませうけれども、これは非常に気の毒
だといふと余り恩情的かも知れませ
んが、合理的な経営から言へば矛盾し
ているのじやないか。そこでさういつた
ような国家的なサービス業であり、経
済、文化、政治から言つて非常に必要
なものであり、一番遅れた施設である
とすれば、私はやはりこの公社の公共
企業体の経営をいたしましても、自己
資本調達ができないと、非常にむずか
しいといふ場合には、やはり利子のつ
かない、殊にこういう点から見れば国
家が相当助成してやらなければならな
い。加入者の犠牲において今日まで国
家が金を儲けておるのです。これは今
日の通念から言ひ得るのじやないかと
思ふ。これが経営上健全であるかどう
かといふことは、これは又別の問題に
なりますけれども、先生がさういふこ
とをお調べになつて、経営の本筋では
ないけれども、こういうふうな性格
のこういう本質の事業で、こういう歴
史的な過程を踏んだものについては、
自己資本がなければ、政府の利子のつ
かない、又つくにしても非常に軽微な利
子で、さうしてサービスを改善する。
そういうことについて、公共企業体と

して特にさういふ例がある、或いは又
経営学理論等からいつて、さういふ公
共企業体は極めて不健全であると思
ふ。その点の御意見がおりならば、
イエスかノーかでないでございませう。
○公述人(古川一君) 只今山田委員
から御質問があつたのですが、公共企業
体といふのはやはり独立採算で自分で
一人立ちをするのが建前だと思ひます
が、今の日本の公共企業体は、各国に
よつていろいろと事情を異にいたしま
すから一概には申上げられませんが、
従来から公企業から来つて来た公共企業
体でございませうから、さうでない私企
業から来つて来たといふものもイギリ
スにはございませうが、日本の場合は逆
に公企業が初めて公共企業体になつて
来ましたと云ふに無理があるので、従来
の歪んでおりました形を取り戻して行
く、さういふ意味におきまして、国家
がうんと金を出して一時救済をやつて
くれれば、一段とスピードも早まる
と思ふのであります。併しこれは健全な
姿とは言へませぬので、一時の過渡的
な形態としては、他の電源開発その他
公共企業体的な性格のものがあります
から、さういふものと脱み合せて
廻るだけ国家的資金を廻すといふの
が、これはスピードの問題でございま
すが、相互関係調整の問題でございま
すから、できるだけ出して頂きたい
が、公共企業体としての性格から言
へば自己金融でやつて行く。更に配当を
しないのでありますから、さつき申上
げたように、営業費に無駄があるとい
う心配がございませうが、これは十分自
粛してもらふ。儲けたものは施設に廻
しまして、配当いたしませんから、資
本に対する分け前をいたしませんか

ら、殆んど施設拡充になりますから、
さういふ意味では、自己金融で以つて
儲けさせて頂くといふ性格を強めるこ
とが、私は日本の場合性格から申しま
して必要だと思ひます。外国の例では、
私企業から公共企業体になつた場合、
自己蓄積を持つておられますけれども、
日本の場合は逆でありまして、従来
の散漫なと申しましては甚だ失礼でござ
いませうが、経営といふものではござ
いませうが、国家の事業として独立採算
もやつておられますし、減価償却もや
つておられますし、いわゆる企業的な
性格を持つておられますものが公共企
業体になつて来たものでありますから
ら、さういふ意味から、イギリスの場
合とは性質が逆なものでありまして、原
価計算なり減価償却をはつきりやつて
行きますが、自己金融の姿に立ち返つ
て行くのが健全な姿ではないかと私は
思つております。

○山田節男君 古川教授は度々料金の
通減制については反対だといふことを
おつしやつておられますが、交通機関の
電車、汽車、バスもさうではないかと
思ひますが、交通機関は大體定期、回
数券、それから距離によつて通減的措
置をとつておる。併し通信について
は、さつき石橋公述人が言われました
が、アメリカではやつぱり三百回なら
三百回以上は通減制をとつておる。併
し古川教授は、この電話に限つては度
々料金の通減制には反対だ、さうい
うふうにおつしやりましたか、これは
何か根拠があるのですか。
○公述人(古川一君) これはまあい
ろいろ事業の特殊性によつて御同席申
上げることになります。電話は又事
業体から見ますと、経費なのでござ
いませうが、これが急激に上るといふこ
とは大きな影響だと思ひますが、経費と
いうのはやつぱり事業といたしまして
は収益によつて賄われて行くべきもの
であつて、それが非常に多いといふこ
とは、それだけ収入が多いと考へてよろ
しいのじやないかと、さういふ意味で
ございませう。それからもう一つ、さつ
き申上げましたように、少しこれ以
て合理化されたようではありますけれ
ども、成るべく公平といふことは十分
考へなければいけません。料金の簡
素化といふ問題が非常に大事なので、
公共企業体になつていろいろ／＼仕事のほ
うも随分苦心なさつておるようござ
いませうが、余りむずかしい複雑な料金
制度ではなく、簡単な料金制度を採用
して頂きたいと、さういふ理由が大
きな根拠でございませう。

○山田節男君 それから進藤公述人に
ちよつとお伺ひしたいのですが、先ほ
どいろいろお述べになつたことは、曾
つて通信省にお勧めになつた關係上非
常に實際的な示唆があつたわけござ
いませうが、PBXの問題ですが、PBX
が今度従来のような、曾つての通信
省、電通省或いは電電公社になつて、
今度一般民間事業もこれを作り得る
と、我々の憂える点は、PBXが、さ
ういふ極めて自由競争でやる建前は非
常に民主的に見えますけれども、實際電
信、電話といふような、一つの施設が悪い
と全般的に非常に影響する。これには
相当技術的な水準といふべきか、施設
の均一化といふべきか、程度の高いと
いふことが要求される。さういふ点か
ら、むしろこれはこの法案によつてお
るような建前でなく、電電公社がや
はり自己の責任において技術的な水準

を、レベルを飽くまでも高く堅持する
という上においては、私はそのほうが
いいのではないかと思います、この
点についてはどういふふうにお考えに
なりますか。

○公述人(進藤誠一君) この案は、公
社がやつてもいいと、それから民間が
やつてもいいという二本建なんです
ね。民間に任してしまうのじやないの
です。その点で私は、今度ここに競争
の結果コストも安くなり、質もよくな
るのではないかと思うのです。それで
元来私の考えは、今度の法律そのもの
が民主化なんです。公社が独占する
という事は、独占の理由のありますも
のはやりますが、理由のないものは成
るべく一般に任するのが今度の法案の建
前でありまして、それから実際におき
ましてサービスは公社独占がいいので
すけれども、建設的なものはこれは民
営のほうが安くもできるので、それを
公社が独占しなければならぬという
理由はないので、それで民衆の希望
で、公社がよいというならば公社に任
せる、それよりも民営のほうの希望者
にやらせたいというならやらせたい
いのではないか、こういうのが私の考
えであります。

○山田節男君 それは今進藤さんがお
つしやるように、公社がやり得るし、
又一般民間もやり得ると、表面的には
非常に民主的なんです。併し私はこの
責任ということから考えまして、電話
の一方所懸ければ全般的に響くという
意味からも、そういう意味の独占は民
主的とか民主的でないとかいう観点か
ら論ずべきものではないので、公社が
全責任を持つという意味から、むしろ
責任者を単一にしておいたほうがいい

のではないか。それは公社がいろいろ
監督、監督等によつて高度な技術水
準、施設を高度に能率的に保ち得ると
いうことも言えるかも知れませんが、
私はその意味で、公社もやり得るし、
ほかのものもやり得るといふことが民
主化だといふようなことでは、私はど
うも安心できないのじやないか。そう
いう意味から行きますと、進藤公述人
は過去の御経歴から御覧になつても、
実際法案がああいうふうになつており
まして、事実上は今度九五多なり九六
多は公社でやる結果になるだろう、こ
ういふお見通しがつきますか。

○公述人(進藤誠一君) 見通しについ
ては、私実際業界の現状をよく存じま
せんけれども、これは過去にいろいろ
やつたことがあるので、民間の事業経
営にした場合もあり、それを統一して
独占的な会社を作つてやらせたことも
あり、その後戦後は国営にしたこと
もあるもので、いろいろやりましたが、
どちらも利害があります。今度の民間
開放も無論弊害もあり得ると思いま
す、その点は、使用する機械、材料と
か、規格とか、統一の趣旨から、その
検査とか技術的な基準というふうなも
のは公社が与えてやるのでその監督指
導さえよくやれば、その点で弊害は除
けるのではないかとこう思うのでござ
います。

○山田節男君 それからもう一つ、こ
れはあなた官営であつた場合の役人と
しておやりになつたのですが、これは
特に公社になつた場合には、少くとも
電話をよく利用する人、たくさん利用
する人は、いわゆるお得意である、こ
ういふふうに見なくちゃならない。そ
ういふ意味からすると、これは古川教

授の御意見もあります、これは利用
度の高い加入者に対しては、やはりこ
の通減制をとるほうが正当ではない
か。これはアメリカで通信料金で一番
やかましく言うのはジャスト・アンド
・リーズナブル、これがすべての料金
の根本になつておる。そういう観念か
ら行きますと、公衆電話の利用者、
これは全部顧客であるという見地に立
たなければ前垂れになつたことになら
ない。そういう建前から申しますと、
私は古川公述人の御意見にもかかわら
ず、むしろ私は度数料金の通減制はそ
ういふ立場から正しいのではないかと
それによつてむしろ収入は結論的には
多くなるのではないかと、かように思
うのですが、あなたは過去の経験者と
してこの通減制についてはどういふ
うにお考えになりますか。

○公述人(進藤誠一君) その点につ
きましては、私は大口の通減は理由付
ける理由はないと思ひます。というの
は、長距離通減というふうなことはこ
れは自動車でもやつております。何でも
やつておりますが、電話の場合は度数
のほうは使えば使うほど手数がかか
り、たくさん使うから手数が省けると
かいふものじやなく、むしろ機械はど
んどんいたわのですから、大口を特に
安くという理由は出て来ないのです。
ただ今おつしやる通り商売であればこ
れはやるでしょう。これが電電公社が
会社だつたらこれは必ずやります。こ
れはおつしやる通りです。商売から言
えばお得意様を大事にして安くする
ということそれは私は商売としてはや
ると思ひますが、公共事業としてはや
る場合理由がないと考へております。

○山田節男君 通減制には反対です
か。

○公述人(進藤誠一君) 反対です。但
しこういうことはあります。今日の電
話の状況におきまして大体八度ぐら
いが平均なものであつて、二十度ぐら
い使
うのは、これは公社でもこれは必ず一
個じや足らんから二個にする、増
設をやらなければならぬ。ところがそ
れがなか／＼増設の予算がないもので
すから二十度以上はたくさんある。あ
るといふことは、むしろ愛蔵なん
す。アメリカのことは、むしろ愛蔵なん
す。そんなのは日本にはないのです。向
は言えはよく作るのですから。ですか
は日本のごとき今の状態におきまして
は、一時的にこれは私は商売と言わ
ず、政治的にこの際上げる理由はな
いのじやないか。そこでこの際大幅に
上げる場合の緩和策として、又民間が
どうしても民間経済から言つて一時に
非常に負担がかかるというところはこ
れは忍びないことと思ひますから、一応
それを通減して、そうして将来の一
つのプランとして増設をしてずつと利
用度を減して行くというふうにして行
くべきものである。そういう一時の策
としては私はまあやつても差支えない
かと思ひますが、理由はない、こうい
う考へであります。

○小林孝平君 進藤さんによつとお
伺いたしますけれども、先ほどのお
話に五カ年計画を六カ年なり七カ年計
画にするというふうな考へ方はまあ許
されないとはいふような非常に強言い
切られておつたように思ひますが、私
は料金非常にいる／＼問題になつて
おるときであるから、もう少し料金を
下げて期間を延ばしてこの計画を達成

するといふような考へ方もあながち悪
くないことと思ひます。先ほどのお話
では非常に強言い切られたのです
が、特にそういう理由はございま
すか。

○公述人(進藤誠一君) その点は私は
やはりその通りであります。というの
は、五カ年計画の内容を見ますと、一
体公社はもつと大きな計画でもつとス
ピードを早く改善する、そうしなけれ
ば今の国民の要望には副えないのであ
ります。そういう案があつたのでだ
んじろ／＼な点から計画が小さくな
つてやつと今日の、最小限度に縮小さ
れたのがこの案であります。この案を
御覧になつてもおわかりになります
が、現在東京都内におかれては御覧
とか荏原とかいふのは全然新たににつ
かない。つこのはいつになるかとい
うと、三年か四年先でなければつかな
い現状であります。これにつきましては
非常な陳情がありますが、それでさ
も五年目の最後に、三十二年目の最後
にやつと顔を出しているというふう
な、こんなことで、こういう現状から
見て黙目じやないか。そこでこれを早
くすることこそ必要で、五年を六年、
七年にしたらばこれはとても駄目じや
ないか。そういう意味で内容を見たか
らこれは延ばすことは適當でない。同
時にもう一つ申上げなければならぬの
は、この案は公社とすればだん／＼縮
小した最後の線であるということ、
この計画については金融統制をしてい
る大蔵大臣、政府もこれをさせること
は認めた。但しそれを遂行する上にお
いての財源として、国家資金でやつて
行くのをやめて値上げでやれというの
が、その資金調達計画において政府の

拘束を受けたけれども、計画を減らすという事は政府もしていない。今後減すという事が問題になると、これはどうかと思ひますので、減らさないでむしろ料金が幾らか上るといふことなら、そのものには最初の計画のごとき国家資金を持つて来るという事で、この遂行をば阻止せんようにしたほうがよい、かように考えます。

○久保等君 余り時間がないようです。から、石橋さんについて御質問申上げたいと思ひますが、非常に貿易商社の立場等に立つて考えた場合には、いわば営業費の中で占める通信費の率というものは極めて高率であるし、非常に料金の値上げということによつてもたらされる影響というものは特別に甚大であるから、そういう観点で料金の値上げの問題について御反対のような御意見だつたのですが、結論的に全面的に御反対とも実は受取れたのですけれども、特に通信に対する重要度というものは、先ほどいろいろ貴重な御意見を承つたわけで、日本の今後の貿易立国というやうな立場から考えた場合には、特に通信というものに対しては非常に国家的な立場から政府自体が積極的な施策を実施すべきでないかというやうな御意見だつたのです。従つて建設等の工事については、政府資金によつて賄うのが至当じやないかという御意見もあつたのですが、併しなから従来円滑になか／＼日本の通信というものがうまく行つておらないという点で、非常に熾烈な御意見もお持ちになつておるかと思ひますが、特に昨年国際電信電話株式会社の発足に當つて、できるだけ今日の電気通信事業を何とか円滑に切換えるという意味

で、この際思い切つて政府事業を株式会社にしたほうがいいのじやないかという御意見もお持ちになつておつたと承わりますが、そういう観点からいふと、通信のやうな今日のやうな非常に話中が多い、或いは又なかなかどうも時間がかかつて通話できないというやうな実情等が、特に貿易なんかの場合には時期を失するということになりますと、むしろ金に代えられない非常に莫大な損失を受けると思う。そういう面に対しての非常に通信に対する今日の不自由な実情について日頃いろいろ痛感しておられると思うのですが、そういう立場から考えて、なおかつ料金の値上げという問題についてはむしろ全面的に反対だという形ではできません。ならば政府資金という御意見だつたのですが、仮に政府資金というやうなこともこれは結論的に無理だということになつた場合には、これはなおかつそういう実情にあつても料金値上げは一つ遠慮してもらいたい。か論するならば、今日のような実情に若干甘んじてか或いは止むを得ないというやうにまでお考えなのか。それとも料金値上げ、先ほど梅田さんのほうでは一五％くらいというやうな妥協のやうな御意見も出ておりましたが、石橋さんはそのあたり結論的に言つて、政府資金というやうなことが非常に困難だというやうな状態に立至つた場合に、一体それでも料金値上げは全面的に反対なりというお気持ちなのかどうなのか、ちよつと一言結論的に御意見をお聞かせ願ひたい。

○公述人(石橋雄雄君) お答えいたします。現在の電話の状態が非常に貧弱で、貿易商社のみならず国民全体が今非常に不自由を感じているということ。私も同感であります。それだから電話施設を拡張し改良するということが全面的に私は賛成します。併し拡張資金をこの料金値上げの金額で設備を建設するという点については、私たちが非常に異議を持つておる次第でございます。それで値上げそのものについては反対をいたしませんけれども、値上げの分はどうしても国家の資金を利用してやつてもらいたいという私の考えでございます。それには、我々みたい月に九百回から一千回とかける貿易商社は、料率を是非減減してもらわんと、今のこの貿易の競争の激甚なるときには、とても外国の商社とタイアップできませんので、改良はしたければならぬけれども、余り料金値上げしてもらつてはちよつと私たちがやつて行けませんから、そこだけそれは政府におきまして、政府資金を是非大蔵省と折衝して、それで公社のかたの御負担でやつてもらいたいと思ひます。もう少し努力してもらつたら、郵政省にはたくさん金がございますが、その金を一つ公社の方へ廻す熱意が、私は公社のかたと郵政省にまだ足らんじやないかと思ひます。その点どうでしょう。

○久保等君 重ねてもう一遍ちよつとお尋ねいたしたいんですが、確かに私も料金値上げという問題については、非常に以てのほかだと思ひますが、個人的な考え方を持つておられるんですが、この経営という問題については私ども以上、特に石橋さん等におかれても、事業の性格は別としても、経営という問題については非常に御造詣深いと思ひますが、この問題はそういう形で

本筋を追つて、いろいろ資金面の調達について努力をする、併し利用者の立場でそれなら飽くまでそういう形でやつてもらいたいという気持はあるでしょうが、併し若しそのことがうまく行かないとした場合に、なお且つ現状の不便不自由さを忍ぶその打撃という問題は、これは特に日常直接通信の恩恵といふよりも、通信を利用なされておられる立場というものは堪えがたい今日の非常な不自由さというものがあつたかと思ひます。特に商売といふものが、外国相手の通信というやうなことになるので、それによつて料金の問題とか、或いは若干減減するという問題以上は商機を失するといふ問題が、貿易という立場からすれば非常に重大な致命的な問題じやないかと思ひます。昨年国際電信電話株式会社の法案が国会でいろいろ論議されましたときに、そういう問題が、非常に瞬時を争う通信という致命的な立場からいろいろ御意見を承つたこともあつたのでありますが、それはひとり国際通信に限らず、国内通信においてもそうだとおもうのであります。併し国内通信以上に各股の劣悪なる状態の下に置かれておられる今日の貿易の振興からして、そういう場合に通信の生命は、実はそういう場合に瞬時の争う、敏速を要するといふ問題が、まあこういう表現をしますと問題かと思ひますが、料金以上の非常に重要性があるわけじやないかというやうに考へるわけです。そういう立場に立つて考へた場合に、現状をどうして打開するかという場合に、まあ最悪の場合、やはり資金の調達がうまく行かないならば、まあ／＼現在のところ一つ抑えて

やつてもらいたいということでもよろしいのかということ、私ども直接通信というものについての御理解が特におありになる立場だと考えますので、その点ちよつと肚をお聞きいたしたいという意味で、実は御質問申上げておるわけなんです。

○公述人(石橋雄雄君) 只今の現状から見まして、とても電話が不便であるという事は再々申しました通りでありますけれども、ここに何とかしてあなたのお力で政府の資金を取つて、これは料金値上げして建設するといふことと自体がどうも私はいかん。これは一つ久保委員のお力によつてこの料金を二割五分とおつしやいました。それを半分くらい値上げして、あとの半分は政府資金を大蔵省より取つて、そして建設資金のほうに持つて行くといふやうに是非お願いしたいと思ひます。

○委員長(左藤義詮君) これにて午前中は休憩をいたしました。午後一時半からは引續いて開会いたしたいと思ひます。

午後零時四十五分休憩

午後一時四十六分開会

○委員長(佐藤義詮君) 午前に引續き公職会を続行いたします。

それでは東京商工会議所議員能勢昌雄さんにお願ひいたします。

○公述人(能勢昌雄君) 本日電信電話の三つの法律に關連して、お呼出を受けて参つたわけでありまして、そのうち料金の問題について所感を申し上げたいと思ひます。私事でございませぬけれども、昨日旅行から帰りましたので、十

分な資料を整えておりませんので、甚だ申訳ございませんが、お許しを願います。旅行中に頂戴しましたら、電料の資料をすつと眺んでみまして、電料公社の、何故に料金を上げなければならぬか、この法律の中に含まれております料金の値上げの問題につきましての説明、又その値上げをした料金の用途というふうなものにつきましてすつと拝讀をいたしましたのですが、私も遺憾ながら専門的知識を持ちませんが、その一応の御説明は、よく納得が行くように感じられたのであります。ただ問題は幾つか残されておりますので、その点につきまして所感を申上げたいと存じます。多少順序は不同いたしますが、お許しを願います。

第一に、こういう公益事業の料金というふうなものは、できるだけ上げないのがよいということはおもむろの問題のなことであります。併しながら、電話、特に電話の現在の需給或いはサービス等の状況からして、最も早い時期にこれをよく改良したいということが主なる目的で、その資金を加入者の料金の引上げに求められているわけでありませぬ。先ほど申しましたように、その目的はよくわかりませんが、私どもの遺憾としましては、実に料金の値上げのみに主たる財源を求めるところにあるのでございまして、これは先ほど午前の公聴会のおしまいにちよつとお笑聲の中に承りました妥協的な案と申しますか、そういうふうなお話がありましたか、私はこういう問題は、殊に電料公社というふうな会社組織のものができてやつている以上は、その会社の努力、そうして特別な公共事業である性質上、政府のやほり

協力、助力といひますか支援、そうして一般加入者、それは既設加入者並びに新らしい加入者を含めての加入者の負担によつてやるのが一番いいのじやないかと思つてあります。ところが原案を見てもみますと、殊に今回提出されます法律の内容を見ますと、政府資金はこの前の不成立の予算にあつたものも今回はなくなつたように拜見するのであります。又電料公社自体の発足以来の各方面に対する御努力は何つておりますし、又この書類を見ましても、ほかの公益事業に比べてベースの低つた従業員の手当についても、殆んどそれに同等な程度まで改善した。又私は直接存じませんが、何うところによると、その従業員に対する厚生施設のごときもなか／＼行届いた、他の官庁にも見られないほど立派なものがあるやに承つております。又電話のサービス、その他につきましても、恐らく非常な御努力の結果、何うところによると只今では経理上も収支相償つてゐる状態であることは、その御努力も認められるのであります。今更しく五カ年計画を御立案になりまして、新しい架設の増加、又そのほかサービスの改善のみならず、従来独立会計自体に、國家にその利益を吸収されていたために不完全であつた資産に對する償却の補ひ、又もう一つ、將來の政府借入金或いは一般の社債等の返却というそれに対する基金、その積立というところまで、すべてを行届いた案をお立てになつて、そうして先ほど申しましたように、それを加入者、殊に利用度の高い加入者の最高の負担によつてやつて行こうという案につきましては、その資金調達の方法並びに値

上げの手段その他につきまして、我々は一応危懼を持つ、不測を感じる次第でございませぬ。一般普通の事業界におきましても同じであります。こういう大きな事業の計画は、やはり五年とか十年とか長期計画を立ててやつて行かなければいけないのであるという御説もよくわかるのであります。けれども、我々の法人といたしましては、一どきに建物を立てましてやつたほうが経済的であるということがはつきりわかりまして、やはりない袖は振れないうちのうちに、適当な、自分の力に應じた程度にとどめて、遺憾ながら不かなければならぬというのが実情であるように感ずるのであります。殊に昨今一般経済情勢は我々のほうの商業者というほうからとりましても、すでに行詰りの状態に、近く不振の徴候が明らかに出ておる際、更に又一般中小業者におきましては、御經營の苦しいといふことを耳にしております。折柄、先ほどお話をいたしました国の政策としての貿易の伸展というふうな問題から考えましても、非常に値上げをして加入者に負担をさせるのは時期が悪いので、いろいろの書類を讀んで見ますと、一般物価の値上りに比べて電話料金は非常に低いことであるが、今度予定されておりますように値上げになると、相当ランキングは上るわけでありませぬ。それと、低いものは上げたいといふことになりませぬと、又一般の水準が上るといふわけになりまして、非常にほかに影響するところが多いのではないかと、こう感

ずる次第でありますし、又電話の料金というものは、我々がそう大して過重な負担を感じずに払えるものだというふうなお説もございませぬ。私の関係いたしております百貨店業界におきましても、成るほど全体の營業費の中で占めます電話料金の割合というものはさほど高いものではないようでありませぬ。併しながら我が國全体の電話料金が改正されるということになると、今日覆えられておりますインフレ的な物価高に影響がないとは決して申せないものであります。非常に電話料金というものがポピュラーなものでありますだけに、電話費まで倍になりましたからということでは、相当いろいろなものに値上りに影響することは否定できないのではないかと。その電話料そのものはすぐに物価高に割込んで、その他の値が上がるというところは或る業態においてはありますし、或る業態においてははないかも知れませぬが、併し一つの物価高になる口切りをするといふことは一応考えてもよいのではないかと思つて申しました。又先ほどその計画の中ですと、或いは従来の不十分であつた償却をこの際に或る程度カバーして行くといふことは、もとよりそれは結構なことでありませぬけれども、これ又やはりこういう時期、又非常に一般経済から見ましても、やりにくいとき、そこまで十分に考へるといふことも無理があるのではないかと。例へば或る会社で、従業員がベース・アップをしても、従業員がベース・アップをしてもらいたくないといふときに、今は独身ですら来年は家内をもらいます、その翌年は子供がでませぬ、間もなく学校へ行きますから、その基金を溜めるために

今からベース・アップをしてもらいたいと云つても、なか／＼応じられ得るものではないと思ひます。つまりそれを言い換へますと、今日の我が國の經濟では、なか／＼長期、長期と言つても、五カ年でもかなり長期であります。一年先の計画も立てにくい時期でありますので、私は五カ年の計画を、而も相当理想的な計画を、電料公社のほうに申させれば決して理想的でないといふことが書いてあります。まあ一応理想的な案をお立てになつて、それを利用度の高い加入者の負担のみによつてやつて行くことになつて、当初申しましたように國家投資も最も困難なときではありますけれども、或る程度お氣張りを願ひ、又電料公社の内容も我々はつきり存じませぬが、先ほど申しましたような、着々として順調な足取りを辿つておいでになるのを、更に擲下げて始末すべきところは始末する、或いは繰延べられる事業は繰延べるといふようなことになつて、業者も或る程度の負担は止むを得ないといふようにして計画をもう一遍立案されて、そうして堪え得るようになつて、そうして世の中に影響が少いようになつて値段を上げることがどうかと思ひます。成るほど外國に比べて低いと申しましても、電話の数のほかに利用度等において外國と遜色があると申しましても、電話だけが完全になりましても、立派な洋服を来てぼろの靴を履いてゐるのと同じでありますから、やはり國民全体の經濟力にバランスした程度に電信電話もよくなつて行くといふことが我々としては辛抱をしなければならぬ線じやないか、こう考へる次第でございませぬ。

社債の点についても、非常に今は募集しにくい時期だということも何かパンフレットにありましたようですが、そのことは何を物語るかというところ、やはり高い料金を払っていくときだということと同じだろうと思えます。やはり経済状態がなかく、資材を集めにくいということと同じで、やはり我が国の経済の現状が必ずしも順調でないというところが期せずして響いてあるのだと思うのでございます。そういう意味におきまして私は重ねて申し上げますが、やはり政府の助力出資、そうして電電公社の更に掘下げた合理化と申しますか、それと加入者、新加入者との負担というものを併せて、そうして全体の枠は今日の経済状態を考えて或る程度引下げて行く、そうして一歩々々と言うては消極的でありませうけれども、それで行ける最大限、ほかとのバランスのとれる最大限の改良をして頂くということが最も穩当ではないかと考える次第であります。

一言所感を述べた次第であります。○委員長(左藤義詮君) 有難うございました。

○委員長(左藤義詮君) 次に全国電気通信労働組合中央執行副委員長石川辰正さんにお願いたします。

○公述人(石川辰正君) 私は只今御紹介を受けました全国電気通信労働組合の副委員長石川辰正でございます。議題となつております三法案について意見を述べたいと思っておりますが、時間の関係もございまして、私どもの最も関心を持つております公衆電気通信法第五十五条の構内交換設備、いわゆるPBXの問題と料金問題に絞つ

て申述べたいと存じます。先ず百五條のPBXにつきまして、いわゆる自営もできるようなつてはありますが、すでに第十三国会、第十五国会でも大いに問題となり、慎重審議が行われまして、法案は両国会において成立しなかつたわけでございますが、このような専門的な問題について国会において慎重審議されましたことに深甚の敬意を表すると共に、三度私どもは電信電話事業に直接携わつておる従業員といったしまして、特に純技術的な立場から反対をいたす次第でございます。純技術的な立場から反対するということはただ単にPBXが民間に取られるといった官僚的な縮張根生やイデオロギー的にこうしたものに反対する、そういう観点からでなくて、電話は神経系統と言われますように、電気、ガス、鉄道と一見似ているようでございまして、機械の設置、保守、運営、これを統一して行わないと神経全体が統一して働かない、従つてサービスも悪くなるので、どうしたらサービスをよくすることができると、こういう技術的な見地から申上げるわけでございまして、御承知の通りPBXは戦前全国で三百余りの団体において小企業形態の工事業者の方々が工事並びに保守に當つて参つたのでありますが、昭和十八年の十二月に全国の業者を統合して資材、計画等の一元化を図る目的で日本電話設備公社が創立され、通信省の監督の下にPBXの工事運営を行なつて参りました。併し統一された設備会社ができても、実際として完全な一元化はできず、いろいろな問題があつたのではないかと存じてお

ります。昭和二十三年三月にGHQの覚書によりまして、この設備会社を通信省へ接収することが指示され、二年後の二十五年五月電通省に移管され、電話事業の一元化の見地から直営でやつて参りました。昨年八月電通省が電電公社となりましてからも、ずつとこの方針で今日に至つておるわけでございまして、GHQがこのような指示を出しました理由は独占企業の禁止という当時の占領政策の一環からというよりも、この際にはアメリカの電信電話関係の専門家、民間人でございますが、民間人の専門家が参りまして、日本のPBXの現状を把握して、その上に立つて、第一には、日本では機械、機器の標準化、統一制がとれていないのでサービスも悪い、電話事業は局内の機械、線路、中継線、PBX、端末電話等が一体として経営され、扱われなければならないという理由が大きな理由であるというように承知しております。これは甚だ抽象的でありながら、このように承知してわがまますと、当時構内交換機の型が多様多様で、全国で一台中かない、乃至は三台、数台しかないという型もありました。又端末の電話機、いわゆる普通の受話機でございまして、規格品が十七種、規格外が百五種もあつて、更に交換機の部品等を調べて見ると、総電機というのだけにとりましても千七百七十一品種という非常に多岐にわたつてあつたという実情であつたというので、このような実情では日本のPBXは發展し得ないという技術的な立場が大きな理由であつたというふうな承知をいたしております。第二の理由といたしましては、民営の場

合には工事に重点が置かれて日常の保守が完全に行われぬ。従つてPBXの故障の率が非常に多くなる。第三番目には、個々の業者のかたに民営として行われしめると、先ほど申しましたように標準の維持もできない。若しこれを監督するということになりますれば電通省なり、電電公社の監督範囲が広くなり、監督費も高くなるから経営上無駄である、このような技術的な、経営的な面からGHQの措置がとられたのであります。私もアメリカ人の行なつたことは何でもいいとか、或いは何でも悪いといふのでなく、更に又占領措置であつたからこの際これを元へ戻さなければならぬ、いや戻さなくていい、こういう議論をやめまして、電話事業の技術的な特質からこの問題を検討して行かなければならぬと考へる次第でございます。

そこでも少し詳しく私の主張であります。公社が一元的に運営したほうがよいという理由を技術的に申述べますと、公社が一元的に運営いたしますれば、交換機の規格も統一されて参ります。よく検査を経た機械を用います。又工事も一元化されました標準工法で工事いたしますので、且つ又その工事をやる従業員、これを保守する従業員は公社の教育機関である学園なり現場訓練等でよく教育をしております。設備会社から受入れました従業員の諸君は千五、六百人おるといふふうに考えますが、このうち半分はすでに一カ月ぐらいの訓練を経て年々刻々と進歩する技術に對し得るようになつて訓練をしておるわけですが、この従業員が工事をします。而も工事をするときから、いずれ自分たちでこれを保守し

ういふところからして主な原因があつたのではないかと、いふうに考えます。現に、設備会社を受入れた当時は、公社の直営によりましたは千三百九十件でありました。受託をされたのが七千二百四十一件、一六〇に八四〇という比率でございましたが、二十七年の三月に至りましては、公社の直営が四千四百四十六件、委託を受けてやつておるのが五千六百五十五件、四五〇に五五〇、二十八年の三月には更に公社直営は五千件を突破いたしました。ほぼ同じようなパーセントになつて来るといふうに考えるわけでございます。その上、受け継いだものの中には、先ほど申しましたような規格品がばらばらと、非常に傷んだ機械も老朽な機械もある。これらの取替に鋭意終戦以来當つて来たといふような点から工事もうまく行かなかつたといふうに考えるわけでありませぬ。勿論電通省当時、官僚的な手続等もあつたことは否めないと思ひますが、その公社となりまして手続の簡素化、資材の配備等はサービス・カー等を設けてまして、故障にもすぐ器具を積んで、そのままサービス・カーが走つて行けば故障も直し得るといふうな、こうしたサービス・カーが走つておりますので、こうした御意見に對しましては、逐次急速な要望に副し得るといふうに考えます。従つて先ほど申しましたように、電線線のような調子には行かない。或いはラジオのセットを買つて来てソケットを電線線に突込めばすぐラジオが聞えるという簡単なものではないので、どうしても先ほど言つたような一元化が必要である。仮に自営ができる、自分でPBXを付

けた場合に自分で付けるといふうになつた場合、或るほどPBXだけは、構内交換機だけはできません。このほうの電話局なり、電話局の交換機或いはケーブル線がないということになれば、PBXは付けたが電話局に通じない、話ができないというふうな、こゝういふ現象が起きて、加入者のかたは早く何とかしたいといふのでPBXだけを付けて、それからあととは困るといふうな現象が起きて来るので、却つて加入者のかたにサービスが悪くなるのではないかと、この点に心配されるのでございます。それよりも、或るほど一定の枠にございませぬが、建設資金の計画を立てまして、これだけは電話局の基本設備に使う、これだけはPBXといつた工合に、計画的に資金を運用して逐次発展させたほうが非常にうまく行くといふうに考えます。二十七年年度の公社の建設資金も約四百億円近くの中でPBXの建設資金は十二億七千万、これといゆる甲種増設が三万三千個、乙種増設が四万四千個できておりますが、このような建設資金のバランスになつておりますので、仮に十二億をまる／＼基本設備に廻しても全体から見れば極めて僅かなパーセントでございませぬので、それよりもむしろ計画的に、先ほど申しましたように基本設備とPBXとパラボラとのとれた総合された建設をやつたほうが電話の発展のために非常にいいのではないかと、いふうに信じております。或いは御意見の中に公社と民間に競争をさせたほうがよいだろうという意見もあると思ひますが、物品製造や商業面では成るほどよいかも知れませんが、先ほど申しました通り、た

とえ一定の技術水準を設けましても、やはり或る程度の設計基準なり或る程度の工程基準か抽象的な条文でしかできないといふようなことも考えられます。やはり規格が崩れて標準化が乱れて来るのが必ずではないか。これは民間のかたを信用しないといふわけではございませぬが、将来の長い間の保守交換のことを考えまして、同じ経営体で同じ公社の職員が工事をする場合と、そうでない場合といたしましては、おのずから人情といたしましては、鏡が生じて来るのではないかと、いふうに考えるわけでありませぬ。なお現に先ほど申しました通り、電話設備会社から電通省へ引継がれた従業員諸君が約千五、六百名公社におられますが、この受入の際にはいろいろ不利な受入条件、労働条件等がありまして、相当問題があつて引継がれたのでございませぬが、公社自身もPBX事業をみずから担当いたしましたし、電話を愛する技術者といつたしまして、真剣に考へまして一致して一元化に賛成し、今度の法案に反対しておるといふことを申添えておきたいと存じます。なお電気器具関係、電気関係、電線関係の労働組合の諸君とも私も密接な連絡をとつておりますが、私が先ほど申しましたように、計画的な発展といふものがメーカー側の労働者の諸君から考へた場合でもいいといふような御意見も受け、全面的な賛意を受けておる点も申添えておきたいと存じます。

更に、いろいろ御意見の中で、加入者が設備費を負担するわけでございますが、この所有権が公社に移つてしまふ、これを譲り渡すなり、売買をしないといふ際にもできないといふ意見もございませぬが、この点につきましては、施行法三十条に、杜債の引受が相当大幅に認められるようになっておりますので、かなりこれは緩和されて来るといふうに考えておるわけでありませぬ。而も成るほど所有権は譲れなくとも、将来一度PBXの加入者に相成りますれば、その機械が古くなり或いは故障になるといふ場合にも、これを取替するなり公社の手で保守を無料で行なうといふので、あながちこゝういふ意見も当らないのではないかと、いふうに考えます。又自営を許すといふことになりませぬと、勢し監督もしなければならぬ。併し監督するには結局公社の職員がやることになつて来ると思ひますが、昭和二十四年当時、丁度先ほど申しましたGHQの指示が出まして、その後いろいろやりました際に、アメリカの専門家の意見によりませぬれば、昭和二十四年当時でも監督費が五億圓は必要である、こゝう言つております。現在の価格に直しますれば、恐らく十億圓を突破するのではないかと思ひますが、さういふと、昨年のPBXの建設資金は十二億七千万円でございますので、監督費だけでほぼ一年間の建設資金が出て参りますので、むしろさういふ監督費なり監督する人といふものは事業の拡張のほうへ廻し、それだけの金があるならば建設資金のほうへ廻すべきであるといふうに考えまして、これは後ほどの料金問題にも関係いたしますが、十億圓の監督費が必要であるということになれば、これが公社の支出になつて参りますので、料金にも影響が来るといふうな点からいふと、この点は考えなければならぬのではないかと、いふ

うに考えております。いろいろ申述べましたが、世界各国を見ましても、官営或いは民営で電話をやつておられますが、民営をやつておる所にいたしましたも、或いは官営でやつておる所にいたしましたも、いずれに経営している例はございませぬ。その経営主体が一元的に経営しておるものでありまして、世界各国を眺めましても、こゝういふ例はないのでございませぬ。而も電電公社が出来ました理由は、電信電話事業を、公共性を保ちつつ企業の能率的に経営することが眼目でありまして、PBXの一元的に経営されるようになつたのは昭和二十五年五月で、僅か三年を経たばかりでございませぬ。公社になつてからもまだ一年になつておらないといふ、こゝういふ事情からいたしまして、折角企業の能率的な経営を行おうといふ建前の公社、而も又努力をいたしておられます公社並びにその従業員の熱意をくんで、私どもは無論この百五條には真向から反対いたしません。少くも今暫らくPBXを一元的に経営せしめて、なおその上でも悪いといふうなときには、その際いろいろ御非難なり、違つた方法があればこれは我々としても何とも言いようのない話でございませぬので、折角公社になつた際でございませぬので、少くも今暫らくの間は現在の経営方式をとるといふことが、電話をスムーズに運営し、電話の発展の上に必要ではないかと存じますので、この点を申し添えておきたいと存じます。

次に、電信電話料金改訂の問題でございませぬが、これは本質的には政府の通信政策の問題であると存じます。い

ろいろ今出ております数字等もござ
います。この通信政策を論じて、こ
の政策がいいか悪いか、単なる現象面
でなくて、通信政策を見なければ私
はこの料金問題の本質を論じた議論にな
らないというふうに考えます。今日特
に電話が引けない、かからないとい
う非難或いは輿論があるのは、先ほどか
らも申されて周知の事実でございます
ます。私も約二、三年前から、建
設的な電信電話再建運動を展開いたし
ております。昭和十六年に百六万個の
電話加入者がありましたが、戦災等の
ために昭和二十年には約半分となり、
爾來逐次復興いたしまして、現在では
百五十五万個となつて参りました。昭
和十六年に比較いたしましたら約一五〇
%と増加して参りました。併し、な
お電話を引きたいという需要者が八十
六万人と言われ、潜在需要を合せれば
恐らく二百万程度になるのではないか
というように私も計算をいたして
ております。この電話が引けないとい
う非難が、結局実務仕事をやつてお
ります電話局の窓口の加入者の諸君、
或いは交換手の諸君が受けておられ
ますので、私も何とかこれはいたさな
ければならないと考えているわけでござ
います。何とかいたしまして、労働
組合でございます。経営権がない。
経営権の問題にもタッチができないとい
うわけで甚だ遺憾に存じております
が、問題は、只今も申上げましたよう
な通信政策の問題であるというふう
に考えます。御承知の通り昭和九年から
十九年にかけて一般会計並びに臨
時軍事費へ十二億三千万円、現在の貸
幣価値にいたしますれば約二千五百億
円くらいになるかと思はれますが、これ

が繰入で一般会計の競争遂行の犠牲に
なつて参りました。而もその上に戦災
で先ほど申しましたように電話がだん
だんやられて、或いは又戦時中に
かく資材がない時代であるから間に合
せてやつて行けという事になりまし
て、ケーブル線を引かなければならん
ところをゴム線で作る、銅線で作らな
ければならんところを鉄線で作る。ケ
ーブルにいたしまして或いは鉛がな
いから粗末なケーブルでやつて行く
というふうなことからいたしまして、
今日障害が頻りに起る不良施設が非常
に多い。これがそのまま残つておる。
こういうものを取替へなければならん
というので特別償却として今年度だけ
でも二十七億円計上されておるわけ
ですが、普通償却以外にこれをやらな
ければならんというのとはそういうこと
ろにも原因がある。一方電話に対する
先ほど申上げました不満の声を解消す
るには、何とかしなければならんとい
うので、公社の経営者もいたしまして
は五カ年計画を立てていますが、最初
は五カ年で加入電話百万個、それに応
ずる中継線を殖やすというのが資金面
でいろいろ行詰りまして、当初七百億
という計画であつたのが資金のため
にだん／＼縮小されて、ここに出
ております五カ年計画は、五年間で七
十万個の加入電話を作るといふような
事情になつて来ております。私もこ
の電話の需要が多いがなか／＼引けな
いというこの声を解消するには、ど
うしても只今のよう縮小された計画
でなくして、もつと少くとも最初の計
画くらいなければならぬ／＼解消がで
きないというふうな全面的に考えてお
ります。この出ました五カ年計画を六カ

年なり七カ年に延ばしれらというよう
な御意見もあろうかと思はれます。例え
ば五カ年七十万個を、七年にすれば毎
年十万個ずつでいいじやないか。五カ
年七十万個だと毎年十四万個でありま
すが、七年ならば十万個でいいじやな
いか、こういう算術的な計算はちよつ
とできかねる問題でありまして、どう
してもいろいろ／＼な施設が古くなつて来
る、拡張もしなければならぬ、とこ
ろが今電話が一本も引けないという電
話局が全国にたくさんあるのござい
ます。この計画が縮められ、予算が縮
められては、勢い新しい電話局を共
電式を自動式にするということにも行
かないので継ぎ足しの工事をやつて行
く、或いは最初からこの地方にはどれ
だけの加入者が三年後にはあるから、
五年後にはあるからこの際百対のケ
ーブルを引きたいというところだが五十
対で我慢しよう、それからもう二、三年
たつてから五十対補充するといふ、そ
ういう無駄が生じますので、そういう
ふうなことは算術的な計算ではできな
いわけでありまして、このような事情に
合わせまして昭和二十六年には運用
部資金から百六十億、昭和二十七年
には百三十五億入つたのであります。
且つ又不成立予算では四十億円の運用
部資金が計上されておつたのが、今回
出された案ではゼロになつて来てい
るというところに問題があるのではない
か。公社になりまして社債が発行でき
るといふことは有利な点でございます
が、社債には一定の限度がございます
す。而も利子が高くなり、利子の支払
額は債券取扱費を含めまして四十一億と
なつておりますし、社債の場合は元金

の償還も考えなければならぬ。どう
しても私もいたしましては、本来
ならば利子のない資金を持つて来て頂
くのが妥当かと思はれますが、そういう
わけにも行かなければ、少くとも低利
長期の運用部資金を政府が考へて然る
べきではないかというふうに考へま
す。そういう点が政策のほうで行われ
ないので勢い料金上げということに
なつて来て、公社の経営者もいたしま
しては、極めて安易な途と言つて語弊
がありまして、政府の政策止む
を得ずそういうような案を出して来た
のじやないかと推察するわけござい
ます。電話の施設の拡張改良をしよう
とする熱意は私も全く同感ござい
ますが、私もいたしましては、こ
うした政府のやり方の政策というもの
については納得ができませんところであ
ります。
更に電信電話事業も、先ほどから出
ておりますように完全な独立採算制が
布かれております。これは成るほど尤
もな点でございますが、併し仔細に調
べましたならば、勿論私も原則と
しては独立採算制は妥当だといふふう
に考へますが、仔細にいろいろ検討し
てみれば、やはり問題があるのじやな
いか。電報においては昭和二十六年
度において五十六億の赤字が生じてお
ります。併し電報はその性質上世界各
国どこでも殆ど赤字であるのが通例で
ございます。特に日本の場合ほとんど山
間僻地でも電報の届かない所はなく極
めて公共性を發揮しているわけござ
います。郵政省の特定郵便局、主とい
はしまして地方の町村でございます
が、この特定郵便局で取扱う電報電話
は郵政省と電電公社との間の協定によ

りまして電信電話料金は特定局で何
と申しますか得ました、もつと平た
く言えば、特定局で得ました、公衆か
ら取りました、利用者からもらいまし
た料金は、そのまま公社に入つて参り
ますが、今度公社から取扱費を郵政省
のほうに支出をいたしております。昭
和二十六年度の決算においても、電信
三十億、これは先ほど申しました五十
六億円の中に含まれておりますが、電
信三十億、電話十五億円の赤字を出し
ておりますし、昭和二十七年年度の決算
はまだできておらないと思はれますが、
四十五億を突破して参ると思はれます。
このような地方の電話或いは電信とい
うものは極めて公共性がございまして
で、私も事業の本質から当然取扱う
べきであり、サービスをよくするの
が当り前だといふふうに考へます。そ
のほか電信電話事業には、これは額は
大したことはございせんが、船舶通信
の海岸局の通信といったようなものも
極めて公共性を發揮しておるわけで
ございますが、こういったものにつきま
して、勿論通信は連関性がございま
す。地方の通信につきましても、都会
と地方という、こういった関係もござ
いますので、これをまる／＼といふよ
うなことはちよつと無理であると思
はれますが、こうした公共性のある面
については一般会計から補填ということ
も必要ではないかというふう存じてお
ります。或いは又今回の九州地方に大
水害が起きました。電信電話関係の被害
は相当大なものがあるわけございま
して、いすれ補正予算等が組まれる
かと思はれますが、結局公社自体の自
前でやるということになります。道路な
どとは性質上ちよつとこれは比較し

ねる問題でございますが、道路その他
の被害のように国家の災害復旧費で復
旧乃至は補助があるということになれ
ば、これは他の一般の電信電話の利用
者に負担をかけさせなくても済むので
はないかというふうにも考へるわけでござ
います。更に最近電信電話事業に特
徴的に現われて参りましたことは、本
年の四月一日から国際電信電話株式会
社が発足いたしました。私も第十三
国会で、日本電信電話公社法、国際電
信電話株式会社法が審議をされました
際に、電信電話は国際、国内を切離せ
るものではなくて、一元的に運営すべ
きものであるという技術的な、経営的
な建前から反対運動をいたして参りま
したが遺憾ながら会社は発足いたしました
わけでございます。当時国際電信電話
事業で年間十億圓から二十億圓利益
があることは、審議の過程でも明瞭で
あつたというように承知をいたしてお
りますが、このように儲かる面が株式
会社として切離され、いわゆる資本主
義的な観点から儲かる面が株式会社
になる。これによりまして、一部の資本
家のかたへは利益になつて来ると思
います。こうして年二十億からのもの
が取られれば、それだけそのしわ寄せ
というものが今年度の予算案に現わ
れて、これが料金の問題にも波及して
来る。こういうような点からいたしま
して、公共性のある事業が無視をされ
ておる。その他請負工事を大幅にやら
せませよとか、或いは又電信電話事業の
収益を上げておる面を一つく切離
す、先ほど申しましたような、PBX
のようなものが切離されて行くという
傾向は、一貫した通信政策がない。而
も矛盾を生じておる問題であります。

で、これは一般の方々の料金へもしわ
寄せが来る。私はこういうことを御強
調申し上げたいと存じます。要するに、
政府には公共性のある電信電話事業に
対しまして一貫した政策がない。もつ
と絞つて、電話の復興に対する熱意が
あるかどうかを疑うものでございま
す。
更に今申しましたように、公共性あ
る事業に資本主義的な態度で臨んでお
るために、その矛盾が料金値上げとな
つて来ておるわけでございまして、
料金問題は、この政府の政策に私はメ
スを突つ込み私はこの政府の政策に反
対をいたすものでございまして、最近回
会でも電通事業に對していろいろ御
御尽力を頂いておることを厚く感謝し
たものでございまして、例えば建設
資金の面にいたしまして、政府資金
による建設資金の増額が要望或いは決
議がしばしばなされて参りました。最
近では過ぐる第十五回国会において電
話設備費の負担臨時措置法成立の際に
も、この参議院の電通委員会が決議を
頂いておるわけでございまして、それ
が一つも政府によつて実行されていな
い。従いまして建設資金を運用部資金
なり国家資金で持つて来るといふこと
は甚だ言ひやすく、言葉で言へば簡単
でございますが、そうした政府の態度
乃至は大蔵当局の態度からいたします
れば、甚だ言ひ過ぎであり、轆轤であ
るかと思はれますが、どうか具体的にど
れだけ建設資金を持つて来る、そうし
て料金をどうするといふような点まで
国会の各位にこの点をお願いをいたし
ておきたいと存じます。これらの通信
政策を改めまして、然る上に立つて、
料金原則の上に立つて適正な料金が打

出されるというのであるならば、料金
問題に對しても我々もイエスカノーカ
をはつきり言ひ得るわけでございま
す。こうした政策そのものに我々は反
對であり、そこに料金問題というもの
が露呈されて来る問題であります。か
ら、この政府の政策というものに反對
し、これを改めて頂くことを結論とい
たしまして私の意見といたしたいと存
じます。
○委員長(左藤義詮君) 有難うござい
ました。

○委員長(左藤義詮君) 次には関西電
話工事協会会長齋藤新三郎さんにお願
いいたします。
○公述人(齋藤新三郎君) 只今御紹介
を頂きました私は関西電話工事協会の齋
藤でございます。前に私どももやはり
通信省の縁を食ひまして奉職してお
りました。その後民間に下りまして現在
に至つておるわけでございまして、本日
通信に関する画期的な重要法案の公聴
会に参加することを得ましたのは、誠
に私としましては光榮の至りでござい
まして、衷心から厚く御礼を申し上げ
次第でございます。

今回上程御審議中の三法案は、明治
三十三年の電信法が未だに現行法とな
つておるのを時代に適合した法律案に
したといふことや、両通信法とも新憲
法にふさわしく民主的になつたといふ
ようなことや、監督法と營業法とを分
離して体系の整つた基本法ができた
といふようなことから考へまして、我々
日常その業務に携わる者として、我々
は、完璧ではありませぬけれども、誠
に立派な法律案ができましたといふこ
とに對しまして賛意と喜びを持つもの

でございます。この三法案は総計百七
十七条に亘つておる条文でございます
ので、これに関する意見は当然多種多
様でございますが、他の専門のお方々
がいろいろ御意見も述べられたこと
もございまして、かたがた私に課せら
れました、求められましたと推定する
問題は、料金とPBXの問題ではない
かと考えますので、私は主としてこの
二問題につきまして申し上げるつもりで
ございまして。
料金について申し上げます。現在電話の
需要が非常に多い、市外通話が多く、
これを何とかしろという国民の声は、
これは申すまでもなく非常に強いもの
でございます。一方公社の現状で
は、設備の償却、負債の返済や或いは
建設改良資金の抽出、こういうような
ことができません。一面外部借入も困難
だ、こういうような現状であるそうで
ございまして、これらの諸情勢から見
まして、当然料金を値上げする案が提
出されたことだと考へまして、現状で
は誠に止むを得んことだと私も考へ
ております。ただ我々は最小限の値上
げにとどめてもらいたい。又その後
における建設やサービスを予定計画通り
実現して頂きたい。或いは負担の公平
を期して頂きたい。例えば負担の公平
と申しますと、電信の赤字を電話の
利用者にかけている。或いは利用度の
多い加入者に負担が偏在している。こ
れも一面運賃制度の方法で何とか御検
討願いたいと考へる次第でございます。
又一面地方地元民としましては、
東京より大阪、神戸の復旧率が落ちて
いるという声が相当強いのでございま
す。これらの点も御研究願いたいと私

どもはお願いする次第でございます。
次に、今回の公衆通信法の第百五
条、第百六条に繰込まれましたPBX
の問題について申し上げたいと思いま
す。只今石川さんから幾々お話がござ
いまして、その直後に私が述べますの
は如何にも対照的でございまして、私
どもの多年考へておりましたところを
率直に申し上げたいと存じます。このP
BXを民間でやらせるといふ案は、こ
れは多年利用者が非常に待望してお
つたこととございまして、漸く今回法律
案が上程せられまして、ここに御審議
中でございますが、只今述べますよう
なよい特徴、よい点を持つていたので
ございまして。第一は、公社と加入者自
営との二本建てでありまして、需要家
は公社と自営との自由選択が当然でき
まして発注ができるわけでございま
す。これは在来の独占の弊害が改善で
きまして、勢いサービスの向上や価格
の勉強、こういうことが当然期せられ
るわけでございまして。第二は、民間資
本を利用できる結果、自然公社は公費
を専らその基幹設備に充當できますか
ら、電話復興が促進されると思いま
す。第三は、現在は画一的の機械を使
うような画一式でやつておられます
が、これが法律案通り実施されるとき
は、需要家の要求に應ずる機能のもの
を設備できますから、機械や設備は当
然改善進歩いたします。又需要家に働
めもしますし、納期にも早く行きます
からこれも当然普及増加いたします。第
四は、民間技術が活用されて電話復興
に協力することになりますから、電話
技術者の平和的給働員の体制がとられ
ることになると思ひます。従つてこれ
に携わる全国何百という中小企業者

や、何万という勤労者が浮び上りまして、慣れた昔の業務に携わることができざる喜びを迎えることができるのであります。即ちこれら国民に所を得せしめる政治が布かれることになると思ひます。以上のようにP B Xの民間開放という事は、利用者も民間技術者も最も望んでいることと見られますが、只今御意見もございましたように、とかくの風説を私ども耳にいたすわけでございますが、例えば公社の収入が減ずるではないか、こういうようなお説も聞きます。これは民間で勤めまして、増加するP B Xに対するところの附加使用料というものを取りますが、その増加でも年額これは相当に増収になりますから、決して収入減と考へる必要はないのじやないかと思ひます。或いは又民間にやらせると機械の悪いものを使つたり、工事が悪いじやないか、下手じやないか、こういうならば、これは第百五條の技術基準で詳しく規定されております。勿論機械は公社の指定メーカーで、公社の指定の仕様書によつて作り出した標準の規格品の検査済というものを使用することに当然なります。而もその設備の検査も、公社がやつて初めて開通ができるものでございますから、この心配は私はないと思ひます。又保存も一定の保守レベル標準のうちものが当然考えられることと存じますので、何らこの点も心配ないと思ひます。それからよく分断されてばら／＼になるじやないか、こういうのもございますが、これにつきましては、通信が有機的機能の必要であることや、或いは電燈やラジオと違つて居ること、或いは、厳選された電話技術者である以上皆承知済み

でございますから、この懸念は毛頭ないものと思ひます。又公社の嚴重な監督下で行われるので、公社はいつでもP B X設備につきましては臨検できるものでございますから、その心配はないと思ひます。又民間技術者も殆んど大部分が電通出身なのでございます。次に、このP B X業務というものを一応お考え願ひたいと思つてでございますが、元來このP B X業務の性格上、これは民間でやりますれば極めてうまく行く適當な業務と私どもは考へております。これは過去四十五年間の民間でやりました実績が歴然として証明しておりますが、例えばテールの下にもぐつたり、天井裏にもぐつて配線をしなければならぬ仕事でございますので、或いは土曜日や日曜日に工事を開通させて月曜日の朝に間に合せる。夜でも昼でも故障が起きますと馳せつけて修理をさせるということになりまして、民間がやりますと勢い需要家の満足が得られるのではないかと我々は信じて居る次第でございます。さて、法案実施に當りまして、私どもが希望しているところを諸先生にお願いしたい点がござります。第一は、八月一日にいよいよ実施になりますにつきましては、公衆通信法の第百五條に規定されております担任者の認定でございますが、この認定につきましては、前歴者はずべて認めて頂きたいとお願ひする次第でございます。前歴者というものは、P B X下請業の電通大臣認定の担任者従事者と、昭和十八年十二月までやつて参りました通信局長認定の技術者と、更に現在までやつてお申す通信局長認定の自営技術者を申上げる次第でございます。そうすれば

ば八月一日実施によりましても実施の空白がなくて済むわけでございます。第二は、公衆通信法の第三十六條に書いてあります転換器による電話機増設、即ち俗に乙増と言つておりまして、これは公社のみでやるような規定でございますが、どうぞ今後昔のように加入者にやらしてもらつて御配慮願ひたいのでございます。それから第三に、P B X関係の民間の権威者を資格審査の委員や、審査員に御任命下さつて、或いは技術基準制定の委員に任命して頂いて、民間事情をくんでその意見を容れて頂き、無理のない、実情に即した実施をしてもらいたいこととでございます。これは公認会計士協会でござります。これは一面やつているさうもござります。それから第四は、ビル配線は、建造物の一部でございますので、需要家に任せてもらつて、工費を他の有効設備の面に使つて頂きたいこととでございます。最後に、このP B X民間開放というか、復元というか、これは需用家も我々も熾烈な実待望のこととござります。と同時に、電話技術に生きる我々として、官民一体となつて電話復興をやりたいという念願なのでございます。表現のいろ／＼も点もござります。ようが、どうぞ速かにこの法案を御可決下さつて、早く実施されるように切にお願ひ申上げまして私の公述を終ります。有難うございました。

○委員長(左藤義隆君) 有難うございました。最後に、平野製油株式会社社長島岡博次さんにお願ひいたします。

○公述人(島岡博次君) 只今御紹介頂きました平野製油株式会社の島岡博次でございます。平野製油と言いますのは、いわゆる大阪の中小企業で油を搾つている会社でございます。植物性の油をやつております。どうぞ今後ともよろしくお願ひいたします。

さて、今回の日本電信電話公社の電報、電話料金の改訂につきまして、次の条件並びに趣旨におきまして賛成いたします。その理由を述べさせていただきます。

電報電話事業は、昨年の八月以降経済の民主化の要請と、企業の能率化の要求によつて公社経営となつたわけでありまして、公社経営として二つの目的を持つておるものと思ひます。先ず第一には、公益に十分役立つべき独占企業として、あなたの公企業と同様に一般電話加入者の通信の需要と便宜に對して能率的、そして又十分なサービスを尽した経営でなければならぬと思ひます。第二には、独立会計によつて運営される企業である以上は、民間の一般企業とは異なる要素はあると思ひます。その企業経営が健全であり、且つ発展性を持つて収支のバランスを持たねばならないと思ひます。大阪の経済界におけるいわゆる中小企業者の一人といたしまして、右の観点から私の考えを述べますと、第一に、電話事業が公社によつて十分能率的且つ末端に至るまで十分サービスであるかと申しますと、その現状は遺憾ながら及第とは思ひます。すでに皆様かた何度も申されましたごとく、市内通話におきましても中以上は話中、ダイヤルを何回も何回も廻さなければ

ればかからないことが多々あります。まして市外通話におきましては、至急通報或いは特急の申込にいたしませんことには、数時間待つてもなお通じないことがしばしばあります。なお電話局によつて差異があると思ひますが、電話交換手の中には、電話事業が公的サービス事業であるとの意識が十分でないと思われれるものもあることは誰しも御経験のあることと存じます。その一例を私の経験から申しますと、大阪におきまして、夜も十時過ぎになりまして市外通話を幾度呼んでも出ません。完全に向うへは通じている信号になつております。この間私が一度時計を計つてやりましたときには二十五分待ちました。遂に市外通話の係は出て来ませんから、それで止むを得ずあきらめたような次第であります。電話というものは、或いはそのときに親子兄弟が危篤状態にあつて、電話してあるときもあるでございましょうし、又その電話一本によつて数千円円の取引が成立するかしらないかという大事なこととも非常によくあるのではないと思われまして、こういう点から見まして、たとえ設備が十分でなくても、出て来る交換手のかたに何とかサービスを一生懸命にやつてもらえば、或る程度加入者の気持もなごやかに救われることがあるのではないかと思ひます。次に、電話架設需要は年々増加しつつありまして、公社の諸資料によりまして昭和二十七年末現在においても加入申込積帯数四十二万六千もあり、その結果電話の市価が我が大阪におきましては二十万円から二十五万円にも達しているところがあります。こういうことはいわゆる中小企業者にと

りまして、夜も十時過ぎになりまして市外通話を幾度呼んでも出ません。完全に向うへは通じている信号になつております。この間私が一度時計を計つてやりましたときには二十五分待ちました。遂に市外通話の係は出て来ませんから、それで止むを得ずあきらめたような次第であります。電話というものは、或いはそのときに親子兄弟が危篤状態にあつて、電話してあるときもあるでございましょうし、又その電話一本によつて数千円円の取引が成立するかしらないかという大事なこととも非常によくあるのではないと思われまして、たとえ設備が十分でなくても、出て来る交換手のかたに何とかサービスを一生懸命にやつてもらえば、或る程度加入者の気持もなごやかに救われることがあるのではないかと思ひます。次に、電話架設需要は年々増加しつつありまして、公社の諸資料によりまして昭和二十七年末現在においても加入申込積帯数四十二万六千もあり、その結果電話の市価が我が大阪におきましては二十万円から二十五万円にも達しているところがあります。こういうことはいわゆる中小企業者にと

りまして、夜も十時過ぎになりまして市外通話を幾度呼んでも出ません。完全に向うへは通じている信号になつております。この間私が一度時計を計つてやりましたときには二十五分待ちました。遂に市外通話の係は出て来ませんから、それで止むを得ずあきらめたような次第であります。電話というものは、或いはそのときに親子兄弟が危篤状態にあつて、電話してあるときもあるでございましょうし、又その電話一本によつて数千円円の取引が成立するかしらないかという大事なこととも非常によくあるのではないと思われまして、たとえ設備が十分でなくても、出て来る交換手のかたに何とかサービスを一生懸命にやつてもらえば、或る程度加入者の気持もなごやかに救われることがあるのではないかと思ひます。次に、電話架設需要は年々増加しつつありまして、公社の諸資料によりまして昭和二十七年末現在においても加入申込積帯数四十二万六千もあり、その結果電話の市価が我が大阪におきましては二十万円から二十五万円にも達しているところがあります。こういうことはいわゆる中小企業者にと

りましては電話架設を得ることが事実上不可能に近く、且つ電話は不適当な時価を呈する結果、企業の財産構成上不自然に高価であります。このような電話数の不足は、一方において、さきに述べた通話上の不能率を来たすと共に、他方又自然電話売買の不必要の投機を来たす虞れがあると思われます。なお大阪地方は、東京初めその他の地方と比較いたしまして戦災による被災、戦後の復興、大阪地方の経済力とのバランスにおきまして、電話架設数の増加が大企業、中小企業を問わず経済界を初め一般の要望であります。

第二の公社が独立採算を行う公企業として健全且つ発展的な経営を行わねばならないというところにつきましましては、私どもは官庁の諸統計並びに日本電信電話公社の諸資料を信ずるほかはありませんが、それによりますと、二十七年八月の借入金六百二十八億、二十八年以降の政府借入金百四十億、加入者引受及び受益者負担公債二百五十一億、公算公債八百六十億という借入金と相成り、これに対する元利返済が必要であるということになります。そうしてこれらの元利返済が可能であるためには今後十九年間に電話加入数を現在の百五十万加入を三百万加入に増加するための所要資金を五千億として計算した場合に、今回の本案に示されておる平均二割七分の電話料金の値上げによつて賄われる以外には、独立会計の公社としては、ほかに可能且つ健全な方法がないと言われております。

以上の諸点を考慮いたしまして電話加入者としての考えを申述べますと、加入者にとりましては当然電話料金値

上げはできるだけ回避して欲しいわけでありませんが、今回の値上率が第一に他の官公営事業の値上率との比較において高くないこと、諸外国特に我が国と経済事情のよく似ております西ドイツやイタリアなどの電話使用率と比較して高くないことが要請されますが、本案によりますと、その点は首肯されるものがあるかと思われます。現在例え地方自治団体の各種の使用料、都電、市電乗車賃の値上げが行われておるようでありまして、そのような一般大衆に直接影響を与える諸官公営事業の値上げに對しまして、電話は比較的純粋経済的な観点において考慮されるものであります故、本案の場合は進んで値上げそのものよりも次の点の判断が重点かと思われます。即ちすでに申しましたように、本案が実施された場合、公社の電信電話拡充五カ年計画がその公約の通り実施せられ、従つて独立企業としての企業の経営が真に健全且つ発展的となりますと共に、何よりも電話加入潜在需用を含めて八十六万に及ぶ加入希望が満足されることとがデスタ・プランとしてではなく突現せられ、特に大阪地方におきます経済の復興にマッチしておらない現在の加入数が速かに増加せられ、加入者の経済的並びに経営的不便が解消されることを望まれる次第であります。更に今回の値上げが真に公社企業の健全化と、設備及び日常のサービスの増大のために不可欠のものといはしますならば、値上げによる使用料収入の増加は専らその目的に良心的に使用され、以て電話架設の増加と電話の通話の待時間の減少、特に至急、特急等の市外通話の常態化の現状の改善が望まれる次第であります。

以上述べましたような趣旨と条件の下におきまして今回本案に示されておる値上げについては止むを得ないと思ひますが、併し二割七分以下にならばなるほど我々加入者としては結構なことであります。その故におきまして慎重御審議頂きまして成るべく値上げが安く済むようお願いしたいと思ひます。

一応一言私見を述べさせていただきます。

○委員長(左藤義詮君) 有難うございました。

○委員長(左藤義詮君) 公述人のかたに對して何か御質疑はございませんか。

○山田節男君 斎藤公述人にちよつとお聞きするのですが、あなた関西電話工事協会の会長ですが、これは関東にもやはりそういう名称の会があるのですか。

○公述人(斎藤新三郎君) 関東にも同様な、ただ一番上の名称をとりまして電話工事協会というのがございます。

○山田節男君 その日本全国であなたがおわかりになつておる範囲でいいのですが、大体公社がオートソライズドとして、責任を持つてPBXを作り、又保守し得るメーカー、或いは業者が何名ぐらいいるか。その配置が、例えば六大都市に限られて、例えば北海道の札幌とか、或いは九州の鹿児島とか、そういうような所にもやはりオートソライズドし得るPBXを作り、或いは保守し得る会社があるのですか。その配置関係はどうなつておるかおわかりになつておる点だけでもいいから伺いたしたいと思います。

○公述人(斎藤新三郎君) 只今の御質問でございますが、詳しい統計的なことが戦後なくなりまして的確なる御返事はちよつと困難かと思ひますが、大体のところでは全国で少くとも県庁所在地ぐらゐの都市にはすべて民間電話技術者が今なお存在してありますでございます。それからこの電話関係で細々ながら立つておる会社は全国で数百に上つておると考えております。

○山田節男君 そうすると昭和二十二年、二十三年にGHQの指令でPBXはもう全部公社でやれ、そして今日までもうすでに六年間やつて来ました。この六年間においてはこのPBXについては全然タッチしないと云ひますか、できないのであるからこれは他の業種を主として今経営しておられるわけですね、この業種は。それからもう一つ、大体県庁所在地ぐらゐの都会にはPBXのメーカーなり、或いは保守する人がいるというのですが、これらの人が、まあお話によると大体前電通省或いは通信省に勤めておつた者だ、経験者だということをおつしやつたのですが、大体何パーセント、百パーセントなのか、少くとも業者は殆んどこれは前の通信省、電通省に勤めておつた人か、そうでなくて全然関係のない人が、この比率はどのぐらゐのものでしょうか。

○公述人(斎藤新三郎君) 最初のお言葉がちよつとわかりにくかつたのですが、この自営がなくなりました現在までどういふような業務をやつておつたかと、こういうような意味でございませうかしら。

○山田節男君 この二十三年にGHQがPBXはもう全部電通省でやれ、こういうことになつたでしよう、指令です。それからそういうPBXをこれまでやつていたメーカーであるとか、保守をやつていた者はそういう業種がなくなつたわけでしょう。ですから転換してもうPBXプロパーの仕事ができませんので電話工事をしておつたのか、業者は簡単に言えば電話関係は関係なしにはかの業種に転換しておる者が大部分じゃないかということをお聞きしておるのです。

○公述人(斎藤新三郎君) 只今の第一の御質問でございますが、GHQの二十三年の覚書の後に、二十五年五月電話設備会社というのが官に移管されました、吸収されました。我々官に吸収されずに無論おりました民間の技術者というものは、当時の通信省或いは電通省、現在の公社のPBX工事の下請業に従事し、認定をもらひまして、そうしてPBXの下請をやつていた会社が全国に約五百社現存してあります。その後もこれは当然殖えましたから、相当の数になつておるだろうと思ひます。その他の会社も、これは現在までついておられます技術者を抱えて今自営の正式許可を受けました大きな会社だとか、或いは銀行、官庁、こういう自営設備の工事が発注されますのでございませうから、そういう工事に当然携わつて参つて来ておるわけであります。その他中には或いはラジオの方面に走つたり、違つた方面に向いておる技術者もありません。かなりの人は細々ながら電話技術に生きて参つておると私は見ております。それどうい

つの御質問は、通信省又は電気通信省出身の者の比率でございまして、この比率は私も完全な統計がございませんであります。大体八、九割はそうでないかしたら想像いたしております。今のPBX工事の担当者、従事者の資格認定も、大体そういうふうな方が認定されておりましたし、PBX下請業の資格認定の担当者、従事者という者も、大体電通出身の人が割合と認定されておりましたわけでありまして、その点から考えまして非常に高い率の出身だと考えております。

○山田節男君 これはPBXのメーカーと保守を業とする人は、大体中小工業者じやないかと思うのですが、中には、私全然そういうことを知らないからお聞きするのですが、前の局長とか、部長とか、そういう高度な役職に立つた者が、会社企業としてやつておるところも相当あるのですか。

○公述人(斎藤新三郎君) 高度のといえます。

○山田節男君 大資本といいますが、大きな株式会社とか。

○公述人(斎藤新三郎君) このPBX業務をやつておられるのは、一番大きな業務をやつておられる資本金額からいいますと目立さんでございまして、四十四億、その次が日本電気さんじやないかと思ひます、五億、その次が沖電気さん、三億六千万円、富士通信機さん、三億、これらの大資本業者がおられるわけでありまして、それとつと落ちてまいりまして、無論我々のような小さい業者もたくさんおられるわけでありまして。

○山田節男君 これは極めて大胆な質問のように見えますが、こうしてPBXが民間に開放されて、あなたの

御証言によると民間技術がこれに導入される、そうすると資本が、電電公社が年々投下する資本を建設のほうに廻すほうが非常にいい、こういうふうにおつしやつておられますが、こういうふうにおつしやつておられることになりまして、公社と民間の両建になりまして、そういつたような場合に極く当て推量になります、一体金額にしてどのくらい民間に潤うといひますか、公社の独占の場合よりも民間に潤う、これはそういう何か細かな金額といひものはわからないのですか。

○公述人(斎藤新三郎君) 只今の御質問でございまして、ちよつと私も数字的には推定していません。過去の統計くらいでお答えしてもいいと思ひますので、ちよつと御容赦願えれどと思ひますのでございまして。併し一応これが公社と民間と二本建てでやらして頂くということになりますれば、これはそれに携わる勤労者なり中小企業業者が、どのくらい明るい業務をやり、潤うかということ、相当皆日常を明るく送ることになるだろうと思ひます。それから又競争の只今の点がございまして、最近私どもは現実問題として、公社のサービスが非常によくなつておられます。加入者にならばこれは喜ばれておられることとございまして、私どももこういうことは大変結構なことじやないか、さて二本建になつてどうなるかというときには、当然私どもも公社のサービスにも負けないようにやる、公社も又私どものサービスを御覧下さつて、それに負けないようにやる、そういうふうな双方ともがい意味の競争をやつて行くのが私どもの念願なわけにございまして。そうすれ

ば勢い社会的の批判がそこに生まれるだろうと、実は考へている次第であります。

○久保等君 ちよつと斎藤さんに、今の山田委員からの御質問に関連するのですけれども、何か先ほどの御質問に對する御答弁で、ちよつと私ばかり聞き取れない点があつたもので、PBX関係の業者のかたが統計して百五十社程度、或いはそれ以上じやないかというお話ですが、大きなのは日立云々というお話があつたのですけれども、これは勿論PBX関係をやられるかたもおられると思うのですが、御質問の趣旨は、PBXだけをやるのを目的とした会社というふうな意味での質問だつたのですが、私その点をお伺いしたいと思つたのですが、それで一番大きなPBXだけを専門にやられる会社の規模が、大体大きい場合にどのくらい従業員がいるか、小さい場合にこれは二、三人という場合もあるかも知れませんが、そういう内容をもう少し、それからこれによつて非常にならした中小企業的なPBXの会社なり、勤労者が潤うというのですが、總体の人員が大體どのくらいおられるのか、ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○公述人(斎藤新三郎君) 只今の御質問についてお答えいたしますが、百五十社と申し上げましたのは、大臣認定の公社の下請業の会社を申し上げましたわけにございまして、それ以外の電話の工事、保守をやつていける向きの会社も、当然これ以外にあるわけにございまして。これは本大臣認定社だけでございまして、それから今の大きな会社でなく、PBXを専門にやつていける会

社の規模がどのくらい、或いは人員がどのくらいかというふうなお尋ねのようには伺ひましたですが、この点は先ず何百万という資本という中小企業でございまして、それから人数は恐らくこれも私どももきちんとした統計をとつてお答えするといふわけに参りませんのでございまして、当然数千人の人間は現在も携わつておられますし、又先ほど申し上げましたように、或いはこれが自営が許されませんでしたもので、ラジオの方面に走つたり、その他の方面に走つておられる技術者を入れますれば、数万円にはせんか、こう思つてお答え次第であります。十分な統計でお答えすればいいのであります。

○山田節男君 斎藤公述人にお聞きするのではありませんか、昭和二十三年にGHQの覚書でPBXを電通省のほうに独占されたという理由は、やはりこの技術的な意味から来ておられるじやないのですか。これは内容をよく知らんからお聞きするのですが、技術的の卓越性とかそういう施設の品質の均一性が、どうも技術の問題から民間PBXが禁止されたのではないのですか。

○公述人(斎藤新三郎君) 只今の御質問についてお答えいたしますが、GHQの覚書による一元化成果如何、こういう問題につきましては、実際は只今石川さんも述べられました点もございまして、私石川さんの述べた点ばかりでないといふことも聞いておられますが、当時GHQに私どもが直接参りましていろいろ話をしましたり、或いは當書の通信省に向ひましたり話したわけでもないのですから、聞いておられる話は私らもいろいろありますけれども、

確信を持つてお答することがちよつと困難だと申し上げたいのでございまして。併しGHQの覚書、當時は残念ながら昭和三十八年十二月に日本電話設備会社ができて、そうして二十二、三年頃の終戦直後、戦争中、この当時は最も日本のPBXが質の低下を来たした時代でございまして。戦争による資材、人が少うございまして、今申し上げましたような日本電気、沖電気、富士通信機、日立、東芝、岩崎、こういうふうな専門大メーカーがありましたので、これらも軍需品に全部転換されておりましたので、PBXのいろいろ部品その他を供給することが当時できない国内事情にあつたわけにございまして。これらその当時の一番質の悪い状態でありましたので、一面は技術の悪い点もございまして、一面は技術の悪い点もございまして、その理由で私な

いと思つております。

○山田節男君 今日日本は非常に経済力は貧弱であります。電話にしても鉄道にしてもこういうふうな公共のサービス業というものは、国營で始めたという特殊の事情を持つておられるのは、やはりこの技術からいつても或いは資力からいつても、民間資本じゃ不十分だ、早い話が同じ道具にしても、施設にしても戦前は軍だとか政府がやつて非常にがつちりして、正確で長持ちがする、民間のほうは安かろう悪かろう、とかく信頼できないものが多いので、PBXの民間開放について、あなたもそのお一人じやないかと思つたのですが、相民間開放については暗躍、行動が我々議員に対しても行われた事実があるのです。それほどの運動をされてPBXの民間開放というものが

二〇

を相当運動された。これは先ほどのあなたの御証言で頷ける点もありませんが、これはどうですか、あなた関西電話工事の会長として電電公社の極めて嚴重な検査監督というものによれば、従来使われておつた官製と民間で造つたものとは非常に質の点、耐久力、性能において差があつたということこれは事実なんです。そういう点はこの法案の中でPBXのあなたはこの点を憂えておる。あなたは業者の団体の責任者として、少くとも今日日本においては、公社が施設するPBXと何ら劣らないのみならず、よりよいものが又新しい技術を以てやるということをおつしやいましたが、このことはここで御証言なされたことは、これは確信を持つておつしやつたんだらうと思ひますが、この点はまあ私素人でございますので、良心的に民間業者がやればその点については何ら心配はない、こういうふうには私たちは確認してよろしくございませうか。

○公述人(斎藤新三郎君) 只今のお尋ねにつきましてお答えいたします。只今の機械が大分公社と民間とで質が落ちやしないか、設備のやり方も差が当然起るじやないかという御懸念もおありのようでございますが、大体その使用機器である交換機、電話機、こういうものは先ほど申し上げました日本電氣、沖電氣、富士通信機、日立、東芝、岩崎、こういう六大指定メーカーで造つたもの以外はこれは使ひませんです。私ももそういう規格が技術基準として指定されることを当然考へております。公社も恐らくそうなるだろうと思ひます。その規格品は、公社の仕様書に基きまして常々そういう指定

メーカーが造つておりますものの検査済のものを買ひ買ひまして、そして公社に御覧に入れて、そして更に設備や工事の検査を受けるわけでございませう。その設備や工事につきましては、現在私どもがPBXの下請工事を公社にやらされておりますが、これは工事の方法に標準施工法というのがございませう。この標準施工法によりましてやつて訓練されておりますから、工事方法につきましては公社のやり方そのものを今まで習ひ覚えて来ておるわけですから、御心配先ずないと私は確信を持つておるわけであります。

○久保等君 斎藤さんにもう一つ重ねて御質問したいと思ひますが、先ほど現在の公社あたりの工事能力なり、それから資本といひますか、資金といひますか、そういうものもPBXを民間に開放することによつて、PBXの力をむしろ強力にさせることができるじやないかという御意見があつたのです。従つてできればこれをよい意味で競争にすることによつて、よりよい通信のサービスの提供に役立つのではないかとこの御意見があつたのですが、電氣通信の場合にはこれはどこを、どの部分を誰がやつても、通信そのものは全国一つの有機的な形で運営されて行かなければならぬというのが、一般の企業と違つて極めて電氣通信事業の有機的な、而も生命的な重要さだと思ひます。そういう点から参りますと必ずしも競争という問題は若干違つた形にならざるを得ないと思ひます。ところが戦時中昭和十六年でしたか、PBXを作る、民間に開放しておくことによつていろ／＼な弊害もあつたということから、特にこれを一元化して民間で

一本にした電話設備会社という形に統合した経過があるわけですが、今おつしやつておられる趣旨は、恐らく自由競争というか、競争という形にするこゝとがよりよいサービスを提供するということになるから、民間に開放しろという御趣旨から行くと、そういう民間における一元化されたPBXの開放という形には勿論賛成はできないという御趣旨なのか、その点も一つ伺いたいと思ひますが。

○公述人(斎藤新三郎君) 只今の運営の面において、成るほど技術者の協力ということができるかも知らん、競争はできるかも知らんが、運営の面において一元化しなければ、これは通信事業の本質に違つたじやないかという第一にお尋ねがあつたように思ひますが、その点につきましてはお答えいたしますが、PBXは御存じの通り、トランスミット標準というのがございまして、局の線が一本に対して内線電話機が五個というのが大体のトランスミット標準の基準でございます。でございませうか、PBXだけが殖えたら、切換設備がでなくてはならないか、切換設備がでなくてはならないかという御懸念も、これはないわけなんでしょう。必ずそれに伴つた設備でなければ局が許しませぬから大丈夫です。それからもう一つ、運営の面でございますが、成るほど設置と保存は民間でもやります。運営は一に公社でおやりでございますから、これは一元化されているものじやないかと承知いたします。それからもう一つは、局の線とPBXの交換台とおのずからそこにはつきり技術的に分離されておりますのでございませう。でございませうから、内線の故障

によつて局線の加入電話回線に故障の影響を来たさないでございませう。で、加入電話回線の故障により運営上不及ぼすことは、局の機械と線路とPBXの交換台に収容している部分だけでございませう。でございませうから私は運営は公社が完全に一元化しておやりになつてゐる。儘かにその端末設備の設置と保存だけやつておやりまして、而も設置と保存はトランスミット標準によつてやる。而も局線というものは内線電話機とは全然分離されておる。そういう技術的のはつきりした見地から、これは決してそういうような御不安はないものだと考へております。交換手も御存じの通り民間でおやりになりまして公社の人でない。殊に機械も公社の指定メーカーで作つておる。儘かにその端末の工事だけが今度開放されるかされないかという法律案なんぞでございますから、全部公社で交換手もメーカーも一元化されている通信事業でないものでございませうから、そういう点は私は決して、過去でもありませんが、御懸念ないのじやないか。殊に現在ではすべてが戦前と違つて、例えば四号電話機のごとく、四十号の交換機のごとく、規格が統一されてゐる現在でございます。昔とまるで、これは機械においても違ひますのでございませう。

○久保等君 ちよつと私の質問の仕方がまずかつたと思ひますが、私の申してゐる点は、先ず御質問申上げたい点は、要するにPBXを民間に開放して民間でやる場合に、あなたの考へておられるのはいわば全国に、まあ何といひますか、免許を持つた工事業者のほうからそれ／＼思ひ／＼に、思ひ／＼

と言つと弊害がありますが、何らの組織的な全国的な一つの業者という形じやなくてやつて行くのが望ましいといふふうな考へておられるのか、それとも全国一本にして、例えば戦時中やつておつたような電話設備会社というふうな形でやるのが好ましいのか、その点をどういふふうなふうにお考へになつてゐるかという点をお聞きしておるわけなんでしょうか。

○公述人(斎藤新三郎君) 只今の全国の統一した一つの会社のやり方がいいか、民間の会社が各地各分離してやるか、電話設備会社が競争中にできましてやりましたが、ああいう全国統一した会社がやるのは、これは理論的には非常によろしいと思ひます。私も電話設備会社に当然入りましてやりましたのでございませうが、なか／＼理論と實際と一致いたしませんのでございませう。それからもう一つ、PBXの所在地は散在して当然起るわけでございませうから、全国散在して工事要員、保守要員が必要とされると思ひます。先ず今のところではむしろ私は全国統一した会社でやるよりも、各地にありまする会社でやつたほうが却つて実際に即応した、能率のいい、需要家に満足を与へる、公社の信用を博する方法だと考へております。但し全国の業者がまぢまぢの動きではまずいのでございませう。これには公社も大いに監督も必要でしようし、制限も必要でしようし、我々又内部的に業者自体の自衛する統制団体も必要でございませう。その辺の統制団体も、只今私どもとしましてはいろ／＼／＼對面しましてやつておりますが、自衛統制も当然これは技術の面

においても、営業の面においてもやつて行きたいと考えておる次第でございます。

○委員長(左藤謙詮君) 他に御質疑もないようでございますから、これを以て本日の公聴会を閉会いたしたいと思います。

公述人の方々に一言御挨拶を申し上げます。

炎暑のみぎり御多忙のところを曲げて当委員会において頂きまして、有益な御意見を拜聴することができまして、誠に有難うございました。厚くお礼を申し上げます。

本日はこれを以て散会いたします。
午後三時三十七分散会

昭和二十八年七月二十五日印刷

昭和二十八年七月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局